

TAC予想問題の実績オープン

第59回 税理士試験

ズバリの中!

8月に行われた第59回税理士本試験において、今年もTACは数多くの論点で「ズバリの中!」を実現しました。ここに一部ではありますが、TACの「ズバリの中!」実績を公開いたします。来年の本試験においても、TACは万全の体制で受験生を合格へと導いて参ります。今後もTAC税理士講座の本試験対策に、どうぞご期待下さい!

科目	本試験問題	TAC予想問題
簿記論	〔第一問〕問1	→ 全答練〔第二問〕問1
	〔第一問〕問2	→ 基礎答練 第3回〔第三問〕 的中答練 第3回〔第三問〕
	〔第二問〕問1	→ 基礎答練 第1回〔第二問〕設問3
	〔第二問〕問3	→ 全答練〔第二問〕問1
	〔第二問〕問4	→ 基礎答練 第2回〔第三問〕
	〔第三問〕	→ 全答練〔第三問〕 応用答練 第1回〔第三問〕 基礎答練 第2回〔第一問〕 応用答練 第2回〔第三問〕 的中答練 第2回〔第三問〕 基礎答練 第1回〔第三問〕
	〔第一問〕4	→ 応用答練 第1回〔第二問〕4
	〔第二問〕1(4)	→ 的中答練 第1回〔第二問〕6
	〔第二問〕1(3)	→ 基礎答練 第2回〔第一問〕4(2)
	〔第二問〕2(1)	→ 基礎答練 第2回〔第一問〕3(2)
財務諸表論	〔第三問〕6	→ 応用答練 第2回〔第三問〕7(1)
	〔第三問〕3(5)	→ 基礎答練 第2回〔第三問〕4(3)
	〔第三問〕9	→ 全答練〔第三問〕9
	〔第三問〕8	→ 基礎答練 第3回〔第三問〕9(2)
	〔第三問〕12	→ 応用答練 第1回〔第三問〕10(2)
	〔第三問〕3(3)	→ 応用答練 第3回〔第三問〕5(3)②
	〔第一問〕問1	→ 合格情報 補助レジュメ
	〔第一問〕問3	→ 的中答練 第3回〔第一問〕問1
	〔第二問〕 1 株主の状況	→ 応用答練 第1回〔第二問〕
	〔第二問〕 2 有価証券	→ 全答練〔第二問〕
法人税法	〔第二問〕 3 租税公課	→ 基礎答練 第1回〔第二問〕
	〔第二問〕 4 貸倒引当金	→ 応用答練 第2回〔第二問〕
	〔第二問〕 5 工事の請負	→ 応用答練 第2回〔第二問〕
	〔第二問〕 8 生命保険	→ 応用答練 第2回〔第二問〕
	〔第二問〕 10 雑収入	→ 応用答練 第1回〔第二問〕
	〔第一問〕問1	→ 直前対策講義 第5回
	〔第二問〕問1	→ 直前対策補助問題 第3回 基礎答練 第1回 直前対策補助問題 第7回 的中答練 第1回 応用答練 第1回 的中答練 第3回 的中答練 第2回 応用答練 第1回 問2 基礎答練 第1回 問3 基礎答練 第2回 基礎答練 第1回 問3 応用答練 第1回 問2 全答練 問1 基礎答練 第2回
	〔第二問〕問2	→ 全答練 問2 応用答練 第2回 問1

科目	本試験問題	TAC予想問題
相続税法	〔第一問〕問1	→ 的中答練 第3回〔第一問〕問2
	〔第二問〕	→ 直前対策補助問題第3回 的中答練第2回〔第二問〕 応用答練第2回〔第二問〕 応用答練第1回〔第二問〕 全答練〔第二問〕 的中答練第1回〔第二問〕 基礎答練第1回〔第二問〕 応用答練第2回〔第二問〕 全答練〔第二問〕
	〔第一問〕問1	→ ファイナルチェック 第2回〔第一問〕
	〔第二問〕A	→ 全答練〔第二問〕8
	〔第二問〕B	→ 的中答練 第2回〔第二問〕5
	〔第二問〕C	→ 的中答練 第1回〔第二問〕1
	〔第二問〕D	→ 基礎答練 第1回〔第二問〕5
	〔第二問〕E	→ 基礎答練 第2回〔第二問〕8
	〔第二問〕F	→ ファイナルチェック 第1回〔第二問〕5
	〔第二問〕 問1及び3	→ ファイナルチェック 第1回〔第一問〕問2
酒税法	〔第二問〕7	→ 基礎答練 第1回〔第三問〕2(4)
	〔第二問〕8	→ ファイナルチェック 第2回〔第三問〕2(5)
	〔第二問〕12	→ 全答練〔第三問〕4
	〔第二問〕13	→ 的中答練 第1回〔第三問〕3
	〔第一問〕問1	→ 基礎答練 第2回〔第一問〕問1
	〔第一問〕問2	→ 全答練〔第一問〕問2
	〔第二問〕	→ 基礎答練 第1回〔第二問〕 基礎答練 第2回〔第二問〕 応用答練 第1回〔第二問〕 直前対策講義 第1回
	〔第一問〕1	→ 的中答練 第1回〔第一問〕2
	〔第二問〕1	→ 応用答練 第2回〔第二問〕2 基礎答練 第2回〔第二問〕2
	〔第二問〕2	→ 的中答練 第2回〔第二問〕1 的中答練 第1回〔第二問〕1 全答練〔第二問〕2
消費税法	〔第一問〕問1	→ 実力テスト テキストNo.1 第4回〔第二問〕
	〔第一問〕問2	→ 応用答練 第1回〔第一問〕
	〔第二問〕	→ 的中答練 第2回〔第一問〕 的中答練 第2回〔第二問〕 全答練〔第二問〕
	〔第一問〕問1	→ 合格情報 (Aランク5問中からの出題) 上級演習 ⑥
	〔第一問〕問2	→ ファイナルチェック ② 合格情報 (Aランク5問中からの出題) 応用答練 ①
	〔第二問〕	→ ファイナルチェック ①② 全答練 応用答練 ①② 直前対策講義 第1回 上級演習 ⑦
	〔第一問〕問1	→ 応用答練 第2回〔第一問〕2(2)
	〔第一問〕問2	→ 応用答練 第2回〔第一問〕1(3)
	〔第二問〕 問1及び2	→ 的中答練 第1回〔第二問〕 全答練〔第二問〕 応用答練〔第一問〕2

TACの直前予想問題が

本試験でズバリ的中!

簿記論

本試験問題

〔第一問〕 ー25点ー

問1 X社は、機器を米国より輸入してリースする業者である。X社の平成20年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）におけるリース取引に関する【資料1】と【資料2】に基づいて、以下の(1)～(8)を計算しなさい。

リース取引に関する収益の計上方法として、所有権移転ファイナンス・リース取引については、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法で処理している。また、オペレーティング・リースについては、受取リース料をリース収益として計上する。オペレーティング・リース資産は、残存価額ゼロ、定額法により、経済的耐用年数で減価償却する。年度の途中で購入したものについては月割計算する。

なお、解答に当たり端数が生じた場合は、計算の都度百円の位を四捨五入して千円単位で示すこと。

また、(4)の解答に当たり、勘定科目欄に「損」か「益」を記入すること。

- (1) 当期の売上高
- (2) 当期の売上原価
- (3) 当期のリース収益
- (4) 当期の為替差損益
- (5) 当期の減価償却費
- (6) 当期末のリース投資勘定の額
- (7) 当期末のリース債権勘定の額
- (8) 当期末の繰延リース収益勘定の額

【資料3】 社債の発行

以下の3種類の社債を発行している。社債の処理は収入額法によること。

1 普通社債

発行額面総額： 100,000千円
発行価額： 91,889千円
期 間： 平成18年4月1日から平成23年3月31日
利 率： 年6%
利払日： 年2回（9月30日と3月31日）後払い
償却原価法の適用に当たっては利息法とする。（計算利率8%）

なお、平成20年10月1日に額面30,000千円を、28,500千円で買入償還し、当座預金から支払った。

※この他にも、的中しました。

- 〔第一問〕 問1
〔第一問〕 問2 2
〔第二問〕 問2 【資料3】
〔第二問〕 問3
〔第二問〕 問5

TAC予想問題

●全答練 第二問 問1

〔第二問〕 ー25ー

問1 当社の以下の資料に基づき、設問(1)から(3)に答えなさい。なお、千円未満の端数が生じる場合には、四捨五入すること。また、当期（平成21年3月期）は平成20年4月1日から平成21年3月31日までである。

【資 料】

平成20年4月1日 商品27,060千円を掛けにより購入し、ただちに販売（通常の販売価格30,000千円）した。
平成21年3月31日 決算日。

(2) 上記の【資料】について、リース契約を締結した場合、下記の各時点における仕訳の金額を求めなさい。なお、通常の販売価格に3,000千円の利息相当額を加算した金額をリース料総額とし、当期末から5回の年賦により回収する。

この場合には、次のような会計処理が考えられる。それぞれの方法の各時点における仕訳は、次のとおりである。なお、当該リース取引は所有権移転ファイナンス・リース取引に該当する。また、利息配分額の計算は、年利率7%を用いて利息法により行うものとする。

① 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法
（平成21年3月31日）

（借）現金預金（ ）千円 （貸）受取利息 千円
リース債権（ ）千円

② リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法
（平成22年3月31日）

（借）現金預金（ ）千円 （貸）売 上（ ）千円
（借）売 上 原 価 千円 （貸）リース債権（ ）千円

③ リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法
（平成23年3月31日）

（借）現金預金（ ）千円 （貸）リース債権（ ）千円
（借）繰延リース利益（ ）千円 （貸）繰延リース利益戻入 千円

リースの貸手側の処理ズバリの！

●基礎答練 第3回 第三問

9 社債

甲社は平成18年4月1日に下記の条件で社債を発行している。平成20年11月30日に額面金額18,000千円を額面100円につき99円で買入消却を行ったが、経過利息を含めた支払額をもって社債勘定を減額している。なお、平成20年9月と平成21年3月のクーポン利息の支払は適正に処理されている。また、額面総額と払込金額との差額は定額法で償却している。

- (1) 額面総額 60,000千円
- (2) 払込金額 58,800千円
- (3) 償還日 平成23年3月31日
- (4) クーポン利息 年1%
- (5) 利払日 毎年9月30日と3月31日の年2回

普通社債の買入消却ズバリの！

- 応用答練 第3回 第二問 ③
●応用答練 第2回 第一問
●応用答練 第2回 第三問
●基礎答練 第2回 第二問 問3
●基礎答練 第1回 第二問 設問1

リースの貸手側の処理ズバリの！
新株予約権付社債ズバリの！
補助元帳の資料ズバリの！
割賦販売の処理ズバリの！
工事進行基準ズバリの！

3 外貨建転換社債型新株予約権付社債

発行額面総額： 200,000ドル（平価発行）

期 間： 平成20年4月1日から平成23年3月31日

利 率： 年0%

一括法により処理する。

平成20年7月1日に、50,000ドル分の新株予約権の行使請求があり、新株を発行した。なお、新株予約権の行使に際して、1株当たりの転換価額は50千円とする。新株予約権の行使により交付される株式数は、社債の額面金額を1ドル＝100円の固定レートで換算した金額を転換価額で除した数とする。新株の発行時に出資された金額は、その半額を資本金とする。

〔第二問〕 ー25点ー

以下の問1～問5について、それぞれの設問に答えなさい。

なお、計算の過程で端数が生じる場合には、金額単位が円表示のものについては円未満、千円表示のものについては千円未満をそれぞれ切り捨てること。

問1 A社とB社は、平成21年9月1日を合併期日として合併する予定であり、両社の平成21年3月31日における個別貸借対照表は、次に示すとおりである。【資料】に基づき、以下の(1)と(2)に答えなさい（会計期間は1年、決算日は3月31日）（単位：千円）。

貸借対照表

(A社) 平成21年3月31日			
諸 資 産	2,000,000	諸 負 債	1,500,000
B 社 株 式	100,000	資 本 金	160,000
		資 本 準 備 金	130,000
		利 益 準 備 金	20,000
		別 途 積 立 金	230,000
		繰越利益剰余金	60,000
	2,100,000		2,100,000

貸借対照表

(B社) 平成21年3月31日			
諸 資 産	500,000	諸 負 債	350,000
		資 本 金	40,000
		資 本 準 備 金	25,000
		利 益 準 備 金	5,000
		別 途 積 立 金	60,000
		繰越利益剰余金	20,000
	500,000		500,000

【資料】

- A社の平成20年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）の当期純利益は42,000千円である。
 - A社の平成20年3月31日に終わる過去4会計期間の平均自己資本利益率は8.75%である。また、B社の平成20年3月31日に終わる過去4会計期間の平均自己資本利益率は6.20%である。
 - A社とB社がともに属する業種の平均自己資本利益率は6.00%である。
 - A社とB社との合併比率（1株当たりの企業評価額の比率）は1：0.9である（なお、合併比率はA社とB社それぞれの①簿価による純資産額と②収益還元価値額の平均値に基づく企業評価額によっている）。
 - A社の平成21年3月31日における発行済株式総数は4,000株である。また、B社の平成21年3月31日における発行済株式総数は1,000株である。
- (1) A社の平成21年3月31日における企業評価額を計算しなさい。
- (2) B社の平成20年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）の当期純利益を計算しなさい。

●的中答練 第3回 第三問

8 社債に関する事項

- (1) 社債は、平成19年4月1日に発行した外貨建新株予約権付社債である。当該社債の詳細は以下のとおりである。
- ① 券面金額：1,000,000ドル
 - ② 払込金額：1,000,000ドル
 - ③ 償還期限：平成24年3月31日
 - ④ 年利率：0%
 - ⑤ 権利行使期間：平成19年4月1日から平成24年3月31日
 - ⑥ 権利行使に伴う払込方法：代用払込
 - ⑦ 新株を交付する場合の資本金組入額：会社法規定の最低限度額
 - ⑧ 新株予約権の権利行使に際して出資をなすべき1株当たりの金額（転換価格）は600円とする。なお、新株予約権の行使により交付される株式数は、社債金額を換算（固定）レート100円／ドルで円に換算した金額を、転換価格で除した数とする。
- (2) 平成20年10月1日に社債金額300,000ドルについて権利行使があり、新株を交付したが、未処理である。なお、この他に権利行使されたものはなかった。

外貨建新株予約権付社債ズバリの！

●基礎答練 第1回 第二問 設問3

D社はE社を吸収合併することにした。よって、下記の【資料】に基づいて、次の問1から問3に答えなさい。

問1 D社とE社の企業評価額を算定して答案用紙に記入しなさい。

問2 株式の交換比率を算定して答案用紙に記入しなさい。

問3 当該吸収合併においてD社が行う仕訳を答案用紙に記入しなさい。なお、仕訳で使用する科目は次に示した科目を使用すること。

諸資産	関係会社株式	のれん	諸負債	資本金
資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	自己株式	
繰越利益剰余金				

【資料】

(1) 合併直前におけるD社とE社の貸借対照表

D社貸借対照表 (単位：千円)			
諸 資 産	576,000	諸 負 債	324,000
		資 本 金	180,000
		利 益 準 備 金	20,000
		繰越利益剰余金	52,000
	576,000		576,000

E社貸借対照表 (単位：千円)			
諸 資 産	262,000	諸 負 債	140,500
		資 本 金	80,000
		利 益 準 備 金	11,500
		繰越利益剰余金	30,000
	262,000		262,000

(2) 下記の率を使用して収益還元価値法により企業評価額を算定する。

- ① 株主資本利益率はD社が4%、E社が2%である。
- ② 資本還元率は3%である。
- (3) 発行済株式数はD社が280,000株、E社が90,000株である。
- (4) E社の諸資産の時価は275,000千円、諸負債の時価は140,500千円である。
- (5) D社がE社の株主に交付する株式には、1株に対して1個の議決権が付されている。なお、交付する株式の1株あたりの時価は2,600円である。
- (6) D社は吸収合併において増加する株主資本のうち資本金と資本準備金を80,000千円ずつとし、残額についてはその他資本剰余金とする。

企業評価額の算定ズバリの！

ズバリ的中!

財務諸表論

本試験問題

〔第一問〕

- 4 有形固定資産の取得等に付随して不可避免的に生ずる除去に伴うキャッシュ・フローに係る資産除去債務の会計処理として、資産負債の両建処理と引当金処理の2つが考えられる。引当金処理に比べて、両建処理が適切な会計処理とみなされる根拠を簡潔に述べなさい。

4 解答

引当金処理の場合には、有形固定資産の除去に必要な金額が貸借対照表に計上されないことから、資産除去債務の負債計上が不十分である。また、有形固定資産に対応する除去費用が、減価償却を通じて、当該有形固定資産の使用に応じて各期に費用配分されるため、両建処理は引当金処理を包摂するものといえる。

〔第二問〕

- 1
(4) 基準は、収益性の低下による評価損の計上において、継続使用を条件として、再調達原価の使用を認めている。それはどのような場合かを説明しなさい。

1 解答

製造業における原材料等のように再調達原価の方が把握しやすく、正味売却価額が当該再調達原価に歩調を合わせて動く想定される場合である。

〔第二問〕

- 1
(3) 基準は、収益性の低下による評価損の計上において、設問(1) ② の評価額を、通常、取得原価と比較されるべき評価額として取り上げている。その理由を簡潔に説明しなさい。

1 解答

棚卸資産は、通常、販売によってのみ投下資金の回収を図るためである。

〔第二問〕

- 2 棚卸資産の評価方法に関して、次の問に答えなさい。
(1) 収益と費用の対応という観点から、後入先出法と先入先出法について両者の違いを明確にしなさい。

2(1) 解答

後入先出法は、最も新しく取得したもののから棚卸資産の払出しが行われるとみなす方法であることから、棚卸資産を払い出した時の価格水準に最も近いと考えられる価額で収益と費用を対応させることができる。

これに対し、先入先出法は、最も古く取得したもののから棚卸資産の払出しが行われるとみなす方法であることから、棚卸資産を払い出した時の価格水準に最も近いと考えられる価額で収益と費用を対応させることができない。

〔第三問〕 6

- 6 ソフトウェアに関する事項
ソフトウェアの内訳は次のとおりであるが、償却計算は未了である。いずれも社内利用のソフトウェアであり、その利用により将来の費用削減が確実と認められ、償却年数は5年である。

システム	利用開始時期	前期末帳簿価額	費用計上区分
事務管理	平成19年4月	16,000千円	販売費及び一般管理費と製造費用で50%ずつ
生産管理	平成18年10月	31,500千円	製造費用
販売管理	平成19年7月	13,005千円	販売費及び一般管理費

〔第三問〕 3(5)

- (5) L社社債は平成20年10月1日に発行と同時に取得した。債券金額は28,000千円、満期日は平成25年9月30日である。また、実効利率は年2.86%、クーポン利率は年2.0%、利払日は毎年9月末日と3月末日の年2回である(利息は3月末に全て入金されており、適正に処理されている。)

取得価額と債券金額(額面)との差額は、すべて金利の調整部分(金利調整差額)であり、償却原価の計算については、利息法により行っている。

なお、定額法との差額に係る税効果会計は考慮しないものとする。

TAC予想問題

●応用答練 第1回〔第二問〕

- 4 「資産除去債務基準」において採用されている資産除去債務に係る会計処理を次のうちから選択し、記号を答案用紙の所定の箇所に記入しなさい。また、あなたが選択しなかった会計処理の問題点を負債計上に着目して指摘しなさい。さらに、あなたが選択した会計処理を「資産除去債務基準」においては、どのように捉えているかを、資産除去債務に対応する除去費用に着目して答えなさい。

- ① 引当金処理
② 資産負債の両建処理

4 解答

会計処理の問題点 引当金処理の場合には、有形固定資産の除去に必要な金額が貸借対照表に計上されないことから、資産除去債務の負債計上が不十分であるという問題点がある。

●的中答練 第1回〔第二問〕

- 6 上記4の収益性の低下を判断する場合に、一定の事象が想定される場合は、例外的に再調達原価を用いることも認められる。その事象とはどのようなものか端的に説明しなさい。

6 解答

正味売却価額が再調達原価に歩調を合わせて動く想定される場合である。

●基礎答練 第2回〔第一問〕

- 4(2) 棚卸資産の収益性の低下の判断が下線部cのように行われる理由を投資の回収形態の観点から述べなさい。

4(2) 解答

棚卸資産の場合には、通常、販売によってのみ資金の回収を図る点に特徴があることから、評価時点における資金回収額を示す棚卸資産の正味売却価額が、その帳簿価額を下回っているときに、収益性が低下していると考え、帳簿価額の切下げを行うことが適当であると考えられるためである。

●基礎答練 第2回〔第一問〕

- 3(2) 物価変動時における後入先出法の長所を費用と収益の対応の観点から説明しなさい。

3(2) 解答

後入先出法は、後に取得したもののから先に払出されると仮定し、払出単価を計算する方法であることから、損益計算上新しい原価が新しい収益に対応されるため、費用収益の同一価格水準の対応が図られることとなり、費用と収益を合理的に対応させることができる。

●応用答練 第2回〔第三問〕 7(1)

- (1) ソフトウェアの内訳は次のとおりである。いずれも社内利用のソフトウェアであり、その利用により将来の費用削減が確実と認められるため、資産計上し、償却期間5年で定額法により償却している。

システム	利用開始時期	前期末帳簿価額	費用計上区分
事務管理	平成19年4月	2,880千円	販売費及び一般管理費と製造費用で50%ずつ
生産管理	平成18年10月	3,150千円	製造費用
販売管理	平成19年7月	1,530千円	販売費及び一般管理費

●基礎答練 第2回〔第三問〕 4(3)

- (3) 北村社債券は平成20年10月1日に発行と同時に取得したものであり、額面金額500,000千円、償還期限は5年、クーポン利率は年2%、実効利率は2.86%、利払日は3月末日及び9月末日である(利息は3月末日に全て入金されており、適正に処理されている。)

取得価額と額面金額の差額はすべて金利の調整であり、これを有価証券利息の調整額として利息期間に期間配分する際には償却原価法(利息法)による。

〔第三問〕 9

9 退職給付引当金に関する事項

当社は、確定給付型の退職一時金制度及び企業年金制度を適用しているが、退職給付に係る当期の資料は次のとおりであった。退職給付費用に係る計算は未了であり、当期発生額の70%は製造従業員分、30%は本社等従業員分とする。

(単位：千円)

	前期末	当期末
① 退職給付債務	△250,000	△251,000
② 年金資産	200,000	各自推定
③ 未積立退職給付債務(①+②)	△50,000	各自推定
④ 未認識数理計算上の差異	30,000	26,000
⑤ 未認識過去勤務債務	△20,000	各自推定
⑥ 退職給付引当金(③+④+⑤)	△40,000	各自推定

〔第三問〕 8

8 従業員賞与に関する事項

従業員賞与については、平成21年6月の夏期賞与の支給が60,000千円と見込まれるため、支給対象期間(12月から5月)に応じた金額を引当計上する。

繰入額の計算は月割りで期間配分する。また、当期繰入額の70%は製造従業員分、30%は本社等従業員分とする。

残高試算表の賞与引当金55,000千円は前期末残高であり、平成20年6月支給額(当期繰入額と同じ比率により支払賞与としてその他労務費、販売費及び一般管理費に計上)と相殺処理する。

なお、税務上、賞与は支払時に損金算入されることになっているので、賞与引当金繰入額に対して税効果会計を適用するものとする。

〔第三問〕 12

12 剰余金の処分にに関する事項

平成20年6月28日の株主総会で次の内容の剰余金の処分为承認されている。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭とする。
 - (2) 配当総額 50,000千円
 - (3) 配当財源 繰越利益剰余金
 - (4) 配当の効力が生ずる日 平成20年6月29日
- 配当金の支払は仮払金で処理されており、準備金の積立は未処理である。

〔第三問〕 3(3)

- (3) J社株式は上場株式であり、余裕資金の運用のため前期以前から所有していたが、当期において更に200株を15,000千円で購入し、その後、株価の下落が予想されたので500株を30,000千円で売却した。売却代金は仮受金で処理している。

なお、当該売却に伴う付随費用は考慮しない。

●全答練 〔第三問〕 9

9 退職給付引当金に関する事項

当社は退職一時金制度及び適格退職年金制度を採用しており、以前から「退職給付に係る会計基準」を適用している。なお、残高試算表の退職給付引当金は前期末残高である。

(単位：千円)

	前期末	当期末
退職給付債務	337,500	377,775
年金資産	135,000	167,850
未認識数理計算上の差異	31,500 (損失)	各自推定
退職給付引当金	171,000	各自推定

●基礎答練 第3回 〔第三問〕 9(2)

- (2) 賞与手当及び賞与引当金については下記のとおりである。

- ① 平成20年6月20日支給分428,850千円は、支給対象期間が平成19年12月1日から平成20年5月31日までのものである。期中は支給額を賞与手当として費用処理したのみであり、前期末に計上した賞与引当金の取崩処理は行われていない。
- ② 平成20年12月15日支給分468,450千円は、支給対象期間が平成20年6月1日から平成20年11月30日までのものである。期中は支給額を賞与手当として費用処理したのみである。
- ③ 平成21年6月20日支給予定分435,150千円は、支給対象期間が平成20年12月1日から平成21年5月31日までのものである。当該予定額のうち当期負担分を引当計上する。
- ④ 賞与手当及び賞与引当金繰入額の配賦割合は営業部門25%、製造部門60%及び研究開発部門15%である。

●応用答練 第1回 〔第三問〕 10(2)

- (2) 剰余金の配当

平成20年12月31日現在の株主に対して、繰越利益剰余金を財源とし、効力発生日を平成21年3月26日とし、配当金額を4,460千円とする剰余金の配当を行った。当社は支払金額総額を雑損失として処理しているのみである。

●応用答練 第3回 〔第三問〕 5(3)②

- ② B社株式は余裕資金の運用のため前期において2,000株取得したものである。当期においてさらに2,000株を9,000千円で購入したが、その後、資金運用方針の変更により1,500株を9,000千円で売却し対価として手形(満期日：平成21年5月1日)を受け取っている。これらの取引に関しては当期購入に伴う支払額を仮払金計上し、売却額については次のように処理している。なお、売却に伴う付随費用は考慮しない。
- (借方) 受取手形 9,000千円 (貸方) 投資有価証券売却益 9,000千円
- また、期末の1株当たり時価は4,500円であり、B社株式及び自己株式以外に当期中に売却した有価証券はない。

ズバリ的中!

法人税法

本試験問題

【第一問】

問1 宅地開発業を営むA社は、X県Y市内の土地を購入し造成し、宅地として販売することにした。A社は、この宅地開発行為についてX県知事の許可を受けるため、都市計画法に基づきY市と協議を行ったところ、Y市から、開発区域外にある雨水排水路の改修工事を行うよう行政指導を受け、これに従わない場合には同法に基づく同意（参考1の法令参照）を与えないとの方針が示された。そこで、A社はこれを了承し、Y市の同意を得てX県知事の開発許可を受けた上で、宅地の造成を行い、平成21年12月にこれを販売してその収益を当期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の益金の額に算入した。

また、雨水排水路の改修工事については、当該工事を請け負わせる予定の土木建築会社から工事費の見積額を1億円とする見積書を受け取り、平成22年1月に同社との間で請負契約を締結したが、その後、当該工事による環境悪化を懸念する住民の反対運動が起こったため、当期末現在、当該工事は施工されていない。

以上の事実関係の下、A社において、雨水排水路の改修工事に要する費用の見積額1億円は当期の損金の額に算入されるか。理由を付して簡潔に説明しなさい。

【第一問】

問3 建設業を営むC社は、いわゆるPFI（Private Finance Initiative）事業（参考2の法令参照）として、公営宿舍を建設・所有し、次の内容の契約により、当該宿舍をZ県に賃貸するとともに、その維持管理業務をZ県から受託している。この場合のC社における法人税法上の取扱いを簡潔に説明しなさい。

【契約の内容】

- ① C社は平成21年4月1日に当該宿舍をZ県に引き渡し、同日から25年間にわたって賃貸する。
- ② Z県はC社に対して年2回、25年間にわたって賃貸料を支払う。なお、賃貸料は、C社において負担した当該宿舍の工事費用及び付随費用の合計額をZ県が支払うこととなるように積算されている。
- ③ 契約期間中に契約不履行などの一定の事実が生じた場合には、賃貸借契約を終了する。その場合、Z県は契約期間のうち未経過分の賃貸料の合計額をC社に支払い、当該宿舍の所有権を取得する。
- ④ Z県はC社に対し、当該宿舍の賃貸料とは別に、毎月末、維持管理業務に係る手数料を支払う。
- ⑤ C社は管理業務として当該宿舍の入居者から毎月25日に家賃を徴収し、同月末にその合計額をZ県の口座に振り込む。

④ 解答は答案用紙の指定された枠内に記入すること。なお、解答枠は書き損じ等も考慮して十分にスペースを設けている。

【参考1】

- 都市計画法第32条第1項（公共施設の管理者の同意等）
開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

【参考2】

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第2項（定義）
この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む）。であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

【第二問】

1 株主の状況

甲社の当期末における株主構成は次表のとおりである。
株主間での相互の株式の保有関係はなく、法人株主はいずれも非同族会社である。また、甲社は議決権制限株式を発行していない。

株主名	株式数	備考
A株式会社	500	
B商事株式会社	200	
甲野太郎	180	代表取締役
C株式会社	180	
D株式会社	180	
E株式会社	180	
その他の株主5名	380	各株主の所有株式数は100株未満である。
合計	1,800	

TAC予想問題

●合格情報 補助レジュメ 2ページ

【問題1】売上原理と債務確定基準（平成18年会計士論文式試験）

宅地開発業を営むA社は、B県内の林野を購入し、造成のうえ宅地として販売することを企画した。B県知事は、この宅地造成に許可を与えたが、これと共に、宅地造成地域周辺の道路整備・雨水排水路の改修工事を行うように指導した。A社は、許可対象地域を宅地造成のうえ販売し、その収益を平成21事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度をいう）の益金に算入した。

また、宅地造成地域周辺の道路整備等の工事については、平成21年5月に、C建設会社から1億5,000万円の工事費見積額の連絡を受け、同社との間で請負契約を締結した。その後、道路整備等の工事に対しては、環境の悪化を懸念する付近住民からの反対があり、B県において、住民の意向を踏まえて地域整備計画の一部変更を検討することとなったため、A社の平成21事業年度中には、この工事は実施されなかった。

以上の事実関係に基づき、A社は、工事費見積額1億5,000万円を平成21事業年度の損金に算入することができるか。理由を明示して答えなさい。

●的中答練 第3回 問1

【第一問】

青色申告を提出する以下の各法人の、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の事業年度（以下「当期」という。）について、次の問1から問3までの問いに答えなさい。

なお、申告要件に関する説明は要しないものとする。

問1 A社（資本金の額は2億円）は、当期にB社との間でリース契約を締結しリース資産（車両及び運搬具）を事業の用に供している。A社はリース資産について売買処理を行い、リース料の額の合計額から合理的に区分された利息相当額を控除した金額をリース資産の取得価額としている。B社は、リース資産について延払基準の方法による経理をするとともに、リース譲渡に係る収益及び費用の益金及び損金算入に関する明細の記載を添付し申告を行うこととしている。（15点）

- (1) 法人税法第64条の2（リース取引に係る所得の金額の計算）第3項に規定するリース取引の意義について簡潔に説明しなさい。
- (2) (1)のリース取引に該当する場合における取扱いを簡潔に説明しなさい。
- (3) 本問における取引が(1)のリース取引に該当し、(2)の取扱いを受ける場合の当期におけるA社及びB社の取扱いを簡潔に説明しなさい。

なお、延払基準の方法、減価償却資産の償却の方法に関する説明は要しないものとする。

●応用答練 第1回 【第二問】Ⅱ4、5

4. 発行済株式総数 1,200株（1株1万円）

5. 株主構成

○石A子	200株
○坂B彦	200株
○田C陽	200株
○島D太	200株
○佐E美	200株
内国法人乙株式会社	200株

④上記A、B、C、D及びEは友人であり、互いに特殊な関係はない。また、内国法人乙株式会社（資本金9億円の非同族会社である。以下、「乙社」という。）は上記個人株主と特殊な関係はなく、乙社からは資金面及び事業面での協力を受けている。

2 有価証券

甲社は、長期保有の目的で以下の4銘柄の上場株式を所有し、投資有価証券勘定に計上している。

これらの株式については、会計上、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法により処理している。

また、各期末の時価（終値）が取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「時価が著しく下落した」と判断して、時価をもって貸借対照表価額とし、時価と取得原価との差額を当期の損失として処理（減損処理）することとしている。

各期において有価証券の評価損の損金算入の可否を検討する際には、その価額が近い将来回復すると見込まれるかどうかについて、銘柄ごとに過去における市場価格の推移、発行人の業況等を総合的に勘案した合理的な基準に従ってその判断を行っている。

なお、税務上の合理的な判断基準によれば、当期末現在において、損金算入の判定の対象となる銘柄につき、時価の回復可能性はないと判断される。

銘柄	取得年月	株式数	単価	取得価額		
Zホーム	平成17年 6月	5,000株	1,500円	7,500,000円		
	前々期末 終値	1,100円	前期末 終値	900円	当期末 終値	600円
	評価差額	▲2,000,000円	評価差額	▲3,000,000円	減損 処理額	4,500,000円

Yコーポ	平成18年 1月	5,000株	6,000円	30,000,000円		
	前々期末 終値	4,900円	前期末 終値	4,300円	当期末 終値	3,300円
	評価差額	▲5,500,000円	評価差額	▲8,500,000円	減損 処理額	13,500,000円

④翌期になって市場価格が大幅に下落したため、当期末において減損処理を行った。

X住宅	平成18年 1月	5,000株	700円	3,500,000円		
	前々期末 終値	500円	前期末 終値	290円	当期末 終値	390円
	評価差額	▲1,000,000円	減損 処理額	2,050,000円	評価 差額	500,000円

④前期末において、時価の回復可能性はないと判断された。

W工務店	平成17年 12月	10,000株	850円	8,500,000円		
	前々期末 終値	650円	前期末 終値	380円	当期末 終値	400円
	評価差額	▲2,000,000円	減損 処理額	4,700,000円	評価 差額	200,000円

④前期末において、時価の回復可能性がないとは言えないと判断された。

3 租税公課

(2)②

(2) 当期の租税公課勘定には次のものが含まれている。

- ② 取引契約書に印紙を貼付したが、消印を失念したため課された過怠税40,000円

4 貸倒引当金

(2) 貸借対照表に計上されている当期末の金銭債権の内訳は、次のとおりである。

S社以外に対する未収金145,000,000円、受取手形235,000,000円

S社に対する再生債権14,000,000円

(3) S社は平成21年4月10日に裁判所に対して民事再生の手続開始の申立てを行い、再生債権者の合意を得て、同年9月10日に再生計画が認可決定されている。その決定に基づき、甲社が有していた未収金残高20,000,000円について、S社から以下の通知があった。

- ① 30%相当額の6,000,000円は切り捨てられる。
② 50%相当額の10,000,000円については、平成22年5月1日を第1回の弁済期日として、毎年4月末に1,000,000円の均等弁済を行う。
③ 残額は分割弁済完了後3ヶ月以内に一括弁済とする。

これにより、6,000,000円は前期に繰り入れた貸倒引当金を取り崩して補てんし、長期にわたって弁済を受ける14,000,000円は、再生債権として貸借対照表の投資等に計上している。なお、担保権の実行によりS社から取立て等が見込まれる金額はない。

(4) 当期における貸倒引当金の繰入額は17,000,000円である。なお、金銭債権のうち実質的に債権とみられない金額はない。
また、当期前3年以内に開始した各事業年度における貸倒損失の額に基づいて計算した貸倒実績率は0.0125である。

●全答練【第二問】

5 有価証券

甲社は、L社株式（取引所売買有価証券に該当する。）20,000株を平成20年3月に18,000,000円で取得し継続保有している。平成22年3月31日における市場価格が8,000,000円となっていることから、甲社は、専門性を有する機関に個別銘柄別・業種別分析を依頼し、その価額の回復が見込まれるか否か見通しを依頼し、近い将来価額の回復は見込めないと提示を受けた。

なお、当該株式の過去2年間の市場価格は、平成21年3月31日においては10,500,000円、平成20年3月31日においては20,000,000円となっている。

経理担当者は、当該会社処理が不明であるため、何ら処理をしていない。

●基礎答練 第1回【第二問】

(2) 上記のほか、甲社は当期中に次の租税公課を支払い、費用に計上している。

- ④ 印紙税（うち過怠税14,000円） 300,000円

●応用答練 第2回【第二問】

2 完成工事未収入金

精算表にある金額は相手先の都合により完成引渡時に収受していないものの金額である。

そのうち4,000,000円は丙社に対するものであるが丙社については平成21年3月10日に民事再生法の再生手続開始の申立てがあったため、前期において損金経理により2,000,000円の個別貸倒引当金を計上している。

丙社についてはその後平成21年7月10日に民事再生法の規定による再生計画の認可決定があり、債権のうち60%相当額は決定の日に切り捨て、40%相当額については、平成23年2月1日を第1回として毎年2月1日を返済日として8回に均等分割して支払うこととされたが、当期末において甲社は何ら処理をしていない。

個別貸倒引当金を設定する場合にはその他の費用・損失に計上すること。

なお、工事進行基準が強制される工事について、当期に受け入れた未成工事受入金と工事進行基準による完成工事高との差額を計上すべきであるが、当期末現在未処理のままである。

所得税法

本試験問題

〔第一問〕

問1 居住者である給与所得者甲は、平成21年の年初において、国内の金融商品取引所に上場しているA社、B社の株式を所有していた。甲は、平成21年中にA社株式の配当収入50万円を得るとともに、B社株式のすべてを金融商品取引業者への売委託（特定口座は開設していない。）により譲渡したところ、100万円の譲渡損失が生じた。

この場合、甲の配当所得、株式等の譲渡に係る譲渡所得等（譲渡損失）の取扱いについて説明しなさい。

② 甲の平成21年分の所得は、上記以外に年末調整を受けた給与所得がある。

また、甲が所有するA社の株式数は、A社の発行済株式の総数の5%未満である。

〔第二問〕

問1

【資料1】3

(1) 仕入割戻し 319,300円

仕入割戻しについては、算定基準が明示されていないが、本年12月26日に支給通知があったものであり、平成22年1月12日に支払われている。

【資料1】4

(2) 交通反則金等 56,000円

上記(1)の交通事故による反則金25,000円のほか、甲が工事現場近くの路上に駐車違反をしたため、その反則金18,000円及びレッカー車代等13,000円を警察に支払った。

【資料1】4

(8) 専従者給与の額 1,000,000円

Cは、本年3月に高校を卒業し4月から甲の業務に従事していたが、大学受験を目指すため9月から予備校に通っている。そこで、甲は、Cが業務に従事していた期間（4月～8月）の専従者給与として、月額200,000円を支払っている。

なお、この給与は、「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載された金額の範囲内のものであり、労務の対価として相当と認められる。

TAC予想問題

●直前対策講義第5回

【応用問題3】

甲株式会社に勤務する居住者乙から、「本年分の所得は、甲社から受けた給与所得のみであるが、そのほか、本年は株式の譲渡によって生じた損失がある。この株式の譲渡による損失の金額は、所得税を計算する上で考慮してもらえるか」という質問を受けた。所得税の課税上の取扱いを述べなさい。

●直前対策補助問題第3回

【資料1】

(3) 仕入割戻し 180,000円

これは、前年中の仕入に関して本年1月に通知を受けたものであり、取引先から算定基準の明示はされていない。

●基礎答練第1回

【資料1】

(2) 交通反則金 18,000円

これは、甲が駐車違反をしたことにより、支払ったものである。

●直前対策補助問題第7回

【資料1】

8 専従者給与は甲の長男に対して支払ったものであり、上記(2)の届出書に記載している金額の範囲内であり、同種同規模の事業者が支給する給与の状況などに照らし、労務の対価として相当であると認められる金額である。

なお、長男は本年6月から甲の物品販売業に従事しており、本年6月から10月まで1月当たり250,000円の給与を支払っていたが、本年11月以後は病気による療養のため物品販売業に従事していないことから、同月以後の給与は支払っていない。

ズバリ的中!

【資料 1】

- 5 諸経費には、次の資産の減価償却費が含まれていない。
(単位：円)

種 類	取得年月日	取得価額	償却の基礎となる金額	耐用年数	事業専用割合	備 考
建物(事務所)	平成元.7.1	12,300,000	11,070,000	22年	100%	
普通自動車 a	平成16.1.15	3,200,000	468,688	6 年	70%	
普通自動車 b	平成21.6.10	3,100,000	—	6 年	70%	
軽自動車 c	平成16.10.5	1,200,000	106,600	4 年	100%	
軽自動車 d	平成19.7.3	800,000	77,955	—	100%	中古車

【付記事項】

- ロ 普通自動車 a は、本年 6 月 10 日、新車(普通自動車 b)を購入する際に 400,000 円で下取りに出している(スクラップ化してたと認められるものではない)。
ニ 軽自動車 d の法定耐用年数は 4 年であり、購入時点で 1 年 2 ヶ月を経過している。

●的中答練第 1 回

【資料 3】

- 3 雑収入には、本年 8 月に車両を買換えた際の下取額が 800,000 円含まれている。
なお、下取りに出した車両の下取時における価額は 700,000 円であったが、新規購入を条件に上記金額となったものである。(下記 5 参照)
なお、譲渡した車両は、乙が平成 14 年 8 月に取得したものであり、この車両の譲渡時における米償却残額 983,200 円は諸経費に計上されている。

- 5 諸経費には、次の減価償却資産の償却費が計上されていない。

資産	業務供用年月	取得価額	耐用年数	償却率		備考
				旧定額法	新定額法	
店 舗	平成21年6月	39,000,000円	34年	0.030	0.030	①注1
車 輛	平成21年8月	1,800,000円	6 年	0.166	0.167	②注2

- ②注2 車両は、乙からの相続財産である車両を下取り資産として買換えたものであり、表中の取得価額は、下取り額充当後の残額である。(上記 3 参照)

●応用答練第 1 回

【資料 1】

- 7 営業諸経費には、次に掲げる資産の減価償却費が含まれていない。
なお、すべて取得と同時に業務の用に供している。

	取得年月	取得価額	年初未償却残額	法定耐用年数	備考
備 品 R	H20.7	189,000円	126,000円	4 年	(注 1)
機 械 装 置	H21.2	3,250,000円	—	15 年	(注 2)
車輛運搬具	H21.4	2,570,000円	—	4 年	(注 3)
倉 庫	H21.6	4,000,000円	—	22 年	(注 4)

- (注 4) 経過期間 14 年の中古資産を購入したものであり、改良費 5,700,000 円を支出しているが、未処理となっている。
なお、この資産の再取得価格は 11,000,000 円であり、耐用年数を見積もることは困難である。

【資料 1】

- 6 貸借対照表には、本年 12 月 31 日現在の債権として、①工事未入金 4,776,000 円、②受取手形 850,000 円、③貸付金 50,000 円が計上されており、その内容を調査したところ、次の事実が判明したが、甲はこの点に関して何らの経理もしていない。
なお、平成 20 年分の所得税において繰り入れた貸倒引当金の額は、ない。
(1) 工事未入金 732,500 円は、G 建設株式会社に対するものであり、同社とは継続的な取引を行っていたが、数年前よりその資産状況及び支払能力が悪化したため、平成 19 年 12 月以後は取引を停止している。甲は、たびたび G 建設株式会社に対し支払を督促しているが、一切の返済を受けていない。

●的中答練第 3 回

【資料 1】

- 10 営業諸経費には、貸倒引当金繰入額は計上されていない。
なお、本年 12 月 31 日現在における物品販売業に係る償却は 18,200,000 円であるが、次のものが含まれている。
(1) C 商店に対する売掛金 1,000,000 円及び貸付金 2,000,000 円
C 商店とは以前から継続的な取引を行っていたが、同商店が急速に支払い能力が悪化したため、平成 20 年 11 月を最後に同商店との取引を停止している。

【資料 1】

- 7 D は、甲の事務所の隣接地に賃貸住宅を所有し第三者に貸し付けていたが、平成 20 年の春に空家となり、新たな入居者が見当たらないことから、本年 1 月、この建物を甲の事務所兼車庫として使用できるように改築した。そこで、甲は、本年 2 月 20 日、D からこの建物を賃借し、毎月末に月額賃料 12 万円を D に支払うこととしている。
【付記事項】
イ D は、平成 8 年 1 月 10 日、上記の建物を 15,000,000 円で取得し減価償却費の額を不動産所得の必要経費に算入している。D は、平成 20 年分所得税の確定申告書に「取支内訳書」を添付しており、そこには、①「償却方法」を旧定率法、②「法定耐用年数」を 22 年、③「平成 20 年 12 月 31 日現在の未償却残高」を 3,868,238 円と記載している。
ロ D は、建物改築に要した費用 5,000,000 円のほか、本年度分の固定資産税 128,000 円(第 1 期分～第 3 期分)及び火災保険料 30,680 円を本年中に支払っている。また、本年度分の固定資産税 40,000 円(第 4 期分)は、平成 22 年 2 月に D が納付する予定である。

●的中答練第 2 回

【資料 Ⅱ】

- (1) 賃貸料 160,000 円
これは、甲の母から、本年 5 月より営業用として借用している車両の賃貸料である。母は、この車両(耐用年数 6 年)を平成 16 年 9 月に 3,500,000 円で取得しており、償却方法は選定していない。
なお、この車両に係る自動車税の適正額 51,000 円を甲が支払っているが、賃借料以外は何ら処理をしていない。

【資料 1】

- 8 本年 9 月 1 日、台風により甲の自宅の屋根の一部が損壊したことから、屋根全体について修理及び被強工事をした。甲は、その修理代金 5,500,000 円と台風の後片付けの費用 180,000 円を事業用の預金から支払ったので、「事業主貸」勘定で処理している。この建物の被災直前及び直後の時価は不明である。

●応用答練第 1 回

問 2 【資料 5】

- 本年中に家計費より次の支出をしている。
1. 屋根の修繕費用 700,000 円
これは、乙の居住用家屋の屋根が老朽化したため、台風の到来に備えて修繕したことによるものである。
なお、この修繕により、台風による屋根の損害はなかった。
2. 窓ガラス等の原状回復費用 362,000 円
これは、上記の居住用家屋の一部が大型の台風によって損壊したため、その原状回復として支出したものである。
なお、建物の損害額は、保険会社により時価相当額で 300,000 円と算定されており、同額の保険金の支払いを受けている。

相続税法

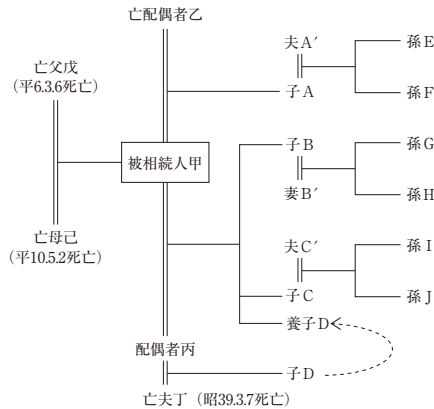
本試験問題

〔第一問〕

問1 相続税法では、配偶者間における相続、遺贈又は贈与による財産の移転について各種措置が設けられている。その措置の内容及び適用要件を説明しなさい。

〔第二問〕

2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。

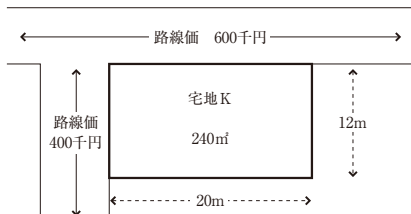


(1) 宅地K (24㎡) 及び宅地Kの上に建築中の建物Lは、配偶者丙が取得する。

この宅地は、路線価地域 (普通商業・併用住宅地区) に所在し、その地形等は、次のとおりである。

この宅地の上には被相続人所有の建物があり、配偶者丙が営む洋品小売業の用に供されていた (使用貸借)。しかし、その建物は、土地の有効利用と配偶者丙の事業拡大の観点から、平成20年10月に取り壊しており、被相続人甲は建物Lの建築に取り掛かっていた。その建築中に被相続人に相続が開始したが、建物Lは申告期限までに完成させるとともに、配偶者丙が従前から営んでいた洋品小売業の用に供する見込みである。

建物Lの建築総額は50,000,000円であるが、相続開始時点においてその40%が完成している。



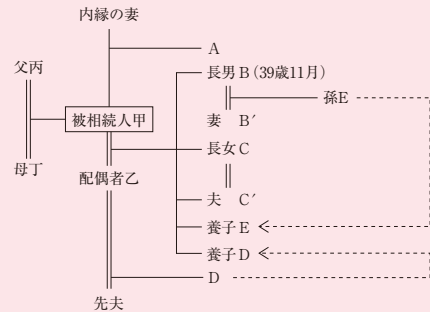
TAC予想問題

●的中答練第3回〔第一問〕

問2 相続又は遺贈 (死因贈与を含む。) により財産を取得した配偶者が、その取得した財産について、相続税の計算上適用を受けることができる優遇規定を説明するとともに、その財産を隠ぺい又は仮装した場合の取り扱いについて簡潔に説明しなさい。

●直前対策補助問題第3回

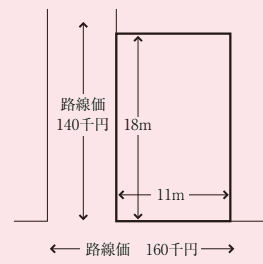
2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



●的中答練第2回〔第二問〕

(6) 宅地L (198㎡) は、子Cが取得する。

この宅地は、路線価地域 (普通商業・併用住宅地区) に所在し、その地形等は次のとおりである。なお、子Cは、相続税の申告期限においてもこの宅地を所有している。



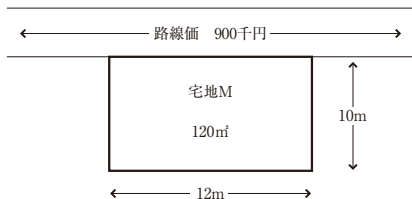
(7) 建築中の家屋M (270㎡) は、子Cが取得する。

この家屋は、上記6)の宅地Lの上に建築中のもので、その評価に必要な資料は次のとおりである。この家屋は、被相続人甲が物品販売業の用に供していた家屋の建て替えに係るものであるが、相続税の申告期限までに完成し、事業を承継した子Cが同期限内において物品販売業の用に供している。

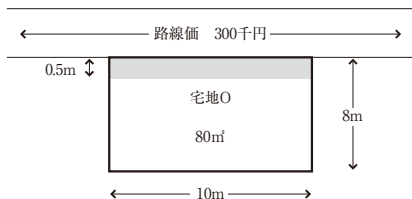
① 完成時における予想価額	18,000,000円
② 課税時期までに投下した費用の額の合計額	12,000,000円
③ ②の金額を課税時期の価額に引き直した額	12,100,000円

ズバリ的中!

- (2) 宅地M (120㎡) 及び建物Nは、子Bが取得する。
この宅地は、路線価地域（普通商業・併用住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。
この宅地の上には3階建ての建物N（各階の面積はいずれも90㎡）があり、3階部分は被相続人甲が区分所有しており被相続人甲及び配偶者丙の居住用として使用していたが、平成18年11月以降は空家となっている。被相続人甲が区分所有する部分の建物の固定資産税評価額は、15,000,000円である。
なお、1階及び2階部分はR社が区分所有しており、同社の事務所として利用されている。
また、この宅地Mの3分の2の面積について、相当地代により被相続人甲からR社に対して貸し付けられている。



- (3) 宅地O (80㎡) は、子Cが取得する。
この宅地は、路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。
この宅地は、月極の青空駐車場として貸し付けられており、アスファルトが敷設されている。
また、この宅地は、建築基準法第42条第2項の規定により、接している道路から0.5メートル後退（セットバック）しなければならないものである。



- (4) 株式会社P社（本店所在地は兵庫県神戸市。以下「P社」という。）の株式40,000株は、孫E及び孫Fにそれぞれ20,000株が遺贈された。また、株式会社Q社（本店所在地は東京都港区。以下「Q社」という。）の株式16,000株は、養子Dが取得する。
P社及びQ社の株式は、いずれも金融商品取引所に上場されている株式であり、その取引所の公表する平成21年の株価は次のとおりである。

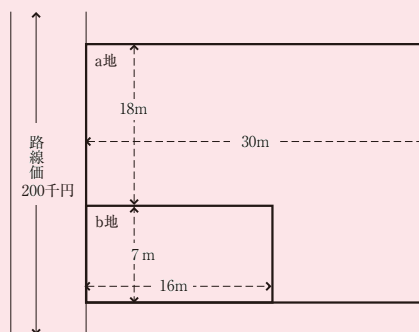
	P社		Q社	
	東証	大証	東証	大証
6月20日の最終価格	400円	410円	1,200円	1,150円
6月の毎日の最終価格の平均額	410円	410円	1,150円	1,100円
5月の毎日の最終価格の平均額	430円	440円	1,250円	1,200円
4月の毎日の最終価格の平均額	450円	450円	1,230円	1,240円

※ 上記表中、「東証」とは東京証券取引所を、「大証」とは大阪証券取引所を示す。

- 4 被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、すべて配偶者丙が負担した。
(1) 被相続人甲が生前に購入した墓地の未払金 1,500,000円
(2) 銀行からの借入金 6,000,000円

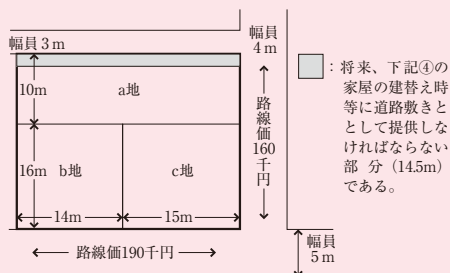
●応用答練第2回〔第二問〕

- ⑤ K市M町所在の宅地a地及びb地 750㎡
この宅地は路線価地域（普通商業・併用住宅地区、借地権割合70%、借家権割合30%）に所在し、その地形等は次のとおりである。なお、この宅地は平成元年以降、下記②のN株式会社（以下「N社」という。）に対して、相当の地代により貸し付けられている。
なお、N社はa地を同社の社屋及び工場、b地を従業員の駐車場の敷地の用に供している。



●応用答練第1回〔第二問〕

- ① J市所在の宅地a地290㎡
この宅地は、路線価地域（普通商業・併用住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。
幅員3mの道路に接する部分は、将来、下記④の家屋の建替え時等に、現在の道路の境界線から0.5m後退（セットバック）して道路敷きとして提供しなければならないことが判明している。



●全答練〔第二問〕

- 7 「株式会社T社（以下「T社」という。）の株式20,000株は、養子Gへ遺贈する。」
この株式は、東京証券取引所の第一部及び大阪証券取引所の第一部に上場されている株式で、その株価の状況は次のとおりである。
なお、T社の本店所在地の最寄りの証券取引所は東京証券取引所であり、孫Gの住所地の最寄りの証券取引所も東京証券取引所である。また、T社の事業年度は1年で、決算期は9月である。
イ 課税時期前後の最終価格
(東京証券取引所) 4月10日：1,850円、4月11日及び4月12日：取引なし
4月13日：1,793円、4月14日：1,729円
(大阪証券取引所) 4月10日：1,910円、4月11日及び4月12日：取引なし
4月13日：1,790円、4月14日：1,700円
ロ 毎日の最終価格の月平均額
(東京証券取引所)
平成21年4月：1,730円 平成21年2月：1,710円
平成21年3月：1,712円 平成21年1月：1,750円
(大阪証券取引所)
平成21年4月：1,753円 平成21年2月：1,603円
平成21年3月：1,640円 平成21年1月：1,660円

●的中答練第1回〔第二問〕

- 5 被相続人甲に係る債務等は次のとおりであり、すべて配偶者乙が負担することとした。
イ 銀行からの借入金 2,000,000円
ロ 生前に購入した墓地の未払金 1,500,000円
ハ 平成21年度固定資産税及び都市計画税 700,000円

ズバリ的中!!

酒 税 法

本試験問題

〔第一問〕

問1 酒類販売業者A社は酒類の卸売販売業を営んでいるが、今後継続的に酒類の輸出を行うことを考え、酒類製造者B社が製造している果実酒を購入のうえ輸出した。ついては、次の事実に関し、B社がその製造場から移出した果実酒及びA社がその蔵置場から移出した果実酒について、それぞれ、酒税の免除を受けるためにA社において必要な酒税法上の手続を簡潔に説明しなさい。

- (1) 平成21年6月20日、B社は果実酒1,200本を自己の製造場から移出し、翌日、A社は1,200本を自己の酒類の蔵置場(今回の輸出に際して新たに設置した。)に移入した。
- (2) 平成21年7月8日、A社はB社から移入した果実酒1,200本を保稅地域経由で輸出するために酒類の蔵置場から移出した。なお、保稅地域に搬入するまでに果実酒20本が交通事故により亡失したため、翌日、A社は1,180本を輸出した。

〔第二問〕

【資料】表1

商品名	原料及び製造方法等
A	グレープフルーツ2,000kg(含有する糖類の重量160kg)、ぶどう糖160kg及び水を原料として発酵させた酒類990ℓ(アルコール分14度、エキス分4度)に、オレンジ2,000kg、果糖100kg及び水を原料として発酵させた酒類を単式蒸留機により蒸留した酒類210ℓ(留出時のアルコール分65度、エキス分0.1度)を混和して水を加えた酒類1,250ℓ(アルコール分22度、エキス分3度)
B	麦芽2,200kg、米500kg、大麦330kg、とうもろこし160kg、ホップ50kg、カフェイン(苦味料)30kg、カラメル(着色料)30kg及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類10,000ℓ(アルコール分6度、エキス分4度)
C	りんご濃縮果汁540ℓ及び水を原料として発酵させた酒類1,100ℓ(アルコール分18度、エキス分6度)にりんご果汁(香味料)130ℓを加えた酒類1,230ℓ(アルコール分16度、エキス分6.5度)
D	米1,620kg、米こうじ500kg(こうじ米420kg)、清酒かす270kg、乳酸(有機酸)10kg、原料用アルコール900ℓ(アルコール分95度、比重0.8161)及び水を原料として発酵させて、こした酒類4,700ℓ(アルコール分15度、エキス分7度)に、酒類保存のため、乳酸10kgを混和した酒類4,705ℓ(アルコール分15度、エキス分7度)
E	麦芽750kg、麦930kg、でんぶん800kg(含有される水分の重量が100分の25のもの)、糖類700kg(含有される水分の重量が100分の15のもの)、ホップ50kg及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類10,000ℓ(アルコール分6度、エキス分5度)
F	レモン果汁12,000ℓ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留した酒類900ℓ(留出時のアルコール分60度、エキス分0.2度)にレモン色素10kg、果糖20kg及び水を加え、香味を付ける目的でレモンの皮を浸してその成分を抽出させた酒類1,350ℓ(アルコール分40度、エキス分1.7度)

問1及び3 平成21年6月及び同年7月中に発生した事実に関し、酒類製造者甲社が行わなければならない酒税法上の手続(酒税納税申告及び【資料】に記載があるものを除く。)について、簡潔に説明しなさい。

平成21年6月19日、従業員の不注意により商品Cの製造過程のもろみ600ℓが腐敗している。

7 商品Cについては、平成21年6月中に酒類販売業者に移出したもののうち480本(容器的容量360ml)が酒類販売業者から返品を受け、同年7月中に製造場に持ち込まれた。なお、返品されたものは同年8月中に再び移出されている。

8 商品Dについては、平成21年7月中に酒税法第53条《当該職員の権限》第2項の規定に基づき10本(容器的容量180ml)が採取され、製造場から持ち出されている。

TAC予想問題

●ファイナルチェック第2回〔第一問〕

甲(法人)は、A製造場において、ブランドー及び甘味果実酒の製造免許を受けるとともに、酒税法第47条第1項に規定する製造方法の申告を適法に行っている。

甲は、他の酒類製造者が製造し課税移出したブランドー2,500本を仕入れA製造場に移入した。

甲は、移入したブランドー2,500本のうち、2,000本を甲の商標を付して、商品Bとして、輸出する目的でA製造場から移出したが輸送途中で300本が災害に遭い亡失した。

また、500本については、申告した製造方法に従い商品C(甘味果実酒)の原料として使用し貯蔵した。

ついては、上記事例における税額控除及び免税規定に関する酒税法上の取扱いをそれぞれ区分して説明しなさい。

●全答練〔第二問〕8

ぶどう果汁(含有する糖類の重量50kg)及び水を原料として発酵させた酒類800ℓ(アルコール分16度、エキス分8度)に、ぶどう果汁(含有する糖類の重量50kg)、ぶどう糖50kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分95度)して水を加えた酒類20ℓ(アルコール分40度、エキス分0.2度)、砂糖25kg及び水を加えた酒類2,000ℓ(アルコール分6.8度、エキス分5度、重量2,000kg)

●的中答練第2回〔第二問〕5

麦芽800kg、ホップ10kg、大麦200kg、米100kg、着色料5kg及び水を原料として発酵させた酒類(アルコール分6度、エキス分8度)

●的中答練第1回〔第二問〕1

ぶどう果汁を発酵させた酒類(アルコール分15.0度、エキス分6.0度)に、香味料及び水を加えた酒類(アルコール分13.0度、エキス分5.6度)

●基礎答練第1回〔第二問〕5

米(700kg)、米こうじ(180kg(こうじ米145kg))、清酒かす(100kg)及びアルコール400ℓ(アルコール分95度、エキス分0.1度、比重0.8161)に、水を加えて発酵させてこした酒類(アルコール分16.5度、エキス分5度)

●基礎答練第2回〔第二問〕8

麦芽1,000kg、ホップエキス15kg、小麦300kg、でんぶん200kg、カラメル5kg及び水を原料として発酵させた酒類(アルコール分15度、エキス分7度、発泡性あり)

●ファイナルチェック第1回〔第二問〕5

果実酒及び果実酒かすを連続式蒸留機により蒸留(留出時のアルコール分90度)した酒類(アルコール分90度、エキス分0.3度)に香味料、ぶどう糖、カラメル及び水を加えた酒類(アルコール分40度、エキス分2度)

●ファイナルチェック第1回〔第一問〕問2

酒母又はもろみの製造者が酒母又はもろみを処分し、又はその製造場から移出しようとするときは、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならないこととされているが、所轄税務署長の承認を要さないで、処分又は移出することができる場合を列举するとともに、製造場にある酒母又はもろみが腐敗したときの酒税の納税義務及び必要な手続について述べなさい。

●基礎答練第1回〔第三問〕2(4)

商品Dについては、平成21年5月中に酒類販売業者に課税移出されたもののうち、平成21年6月2日に300本(容器的容量350ml)が酒類販売業者から返品され、製造場内に持ち込まれた。なお、返品されたものは、平成21年7月中に再び課税移出されている。

●ファイナルチェック第2回〔第三問〕2(5)

商品Fについては、酒類製造者である乙株式会社の製造場から課税移出されたものを大販製造場に移入し、甲社の商標を付して販売しているものであるが、別表のほか、平成21年6月8日に酒税法第53条第2項《当該職員の権限》の規定により10本(容器的容量350ml)が採取されている。

12 商品 J は、平成21年7月3日に商品 F に水を加えてアルコール分9.5度としたものである。

なお、商品 J の新発売に際して、甲社は製造場見学者に対して平成21年7月中に製造場内で、商品 F 857本（容器の容量50ml）と商品 J 857本（容器の容量50ml）を飲用させるとともに、土産用として商品 J 200本（容器の容量350ml）を無料で配布しているが、表2には含まれていない。

13 商品 K は、平成21年1月31日に外国から輸入した単式蒸留しょうちゅう（アルコール分30度）で、製造場に同年2月2日に移入した2,000ケース（1ケース当たり6本入りで容器の容量1,800ml）の一部を同年7月22日に酒類販売業者に移出したものである。

●全答練〔第三問〕4

甲株式会社は、平成21年10月中に製造場見学者に対して、製造場内で商品 C 567本（容器の容量720ml）を無料で試飲させるとともに、お土産用として商品 F 322本（容器の容量633ml）を無料で配付しているが、3の表には含まれていない。

●的中答練第1回〔第三問〕3

〔別表1〕及び〔別表2〕のほか、商品 I（ウイスキー、アルコール分32.5度）について、酒類販売業者が保税地域から引き取った酒類を購入し、平成21年9月18日に東京製造場に移入した580本（容器の容量720ml）のうち、平成21年9月27日に288本移出したものである。

ズバリ的中!

消費税法

本試験問題

【第一問】 一五〇—

問1 事業者が、売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関して、次の点について簡潔に述べなさい。

- (1) 「売上げに係る対価の返還等をした場合」の意義
- (2) 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の控除要件
- (3) 相続、合併又は分割があった場合の取扱い

問2 次の(1)から(5)の場合について、事業者が提出すべき消費税の届出書（⑤）については併せてその前提となる手続）及びその提出時期について、その理由を示して簡潔に述べなさい。

なお、課税売上高の金額は、特段の断りのない限り、国内における課税資産の譲渡等に係るもの（免税取引に係るものではない。）であり、消費税及び地方消費税（税率は合わせて5%）に相当する金額を含むものとし、いずれの場合も「消費税課税期間特例選択・変更届出書」（消費税法第19条第1項第3号から第4号の2まで（課税期間）に規定する届出書をいう。）は提出されていないものとする。

また、問題文中の各種届出書は、それぞれ次のものをいうものとする。

① 「消費税課税事業者選択届出書」

消費税法第9条第4項（小規模事業者に係る納税義務の免除）に規定する届出書

② 「消費税課税事業者届出書」

消費税法第57条第1項第1号（小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出）に規定する届出書

③ 「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」

消費税法第57条第1項第2号（小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出）に規定する届出書

④ 「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」

消費税法第57条第2項（小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出）に規定する届出書

⑤ 「消費税簡易課税制度選択届出書」

消費税法第37条第1項（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）に規定する届出書

- (1) 翌課税期間（平成22年1月1日から12月31日まで）に設備投資を予定している個人事業者A（平成8年から事業を開始し、継続して事業を行っている。）が、翌課税期間に係る申告で仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付を受けようとする場合。

なお、Aは、平成9年5月に「消費税課税事業者届出書」及び「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出し、平成10年分（平成10年1月1日から12月31日まで）から課税事業者となり、消費税の仕入控除税額の計算について簡易課税制度（消費税法第37条第1項（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）に規定する方法をいう。以下同じ。）により継続して申告を行ってきたが、平成18年分（平成18年1月1日から12月31日まで）の課税売上高が945万円であったことから、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」（この届出の適用開始課税期間は平成20年1月1日から12月31日まで）を平成19年3月に提出しており、これら以外に消費税に関する届出書を提出したことはない。

また、Aの平成19年分（平成19年1月1日から12月31日まで）の課税売上高は966万円、平成20年分（平成20年1月1日から12月31日まで）の課税売上高は882万円であり、このほかに消費税に関して特筆すべき事情はない。

- (2) 相続により被相続人Cの事業を承認した相続人である個人事業者Bが、当課税期間（平成21年1月1日から12月31日まで）に係る申告で仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付を受けようとする場合。

なお、相続があった日は平成21年2月28日であり、Bは「消費税課税事業者選択届出書」を提出していないが、Cは平成20年11月に「消費税課税事業者選択届出書」（この届出の適用開始課税期間は平成21年1月1日から12月31日まで）を提出している。

また、B及びCともに事業を開始してから課税事業者になったことはなく、前々課税期間（平成19年1月1日から12月31日まで）における課税売上高は、Bが399万円、Cが546万円であり、このほかに消費税に関して特筆すべき事情はない。

- (3) 設立2期目の法人D社（事業年度は5月1日から翌年4月30日まで）が、翌課税期間（平成22年5月1日から平成23年4月30日まで）に係る申告で仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付を受けようとする場合。

TAC予想問題

●基礎答練第2回【第一問】問1

【第一問】—50点—

問1 消費税法第37条（（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度））の適用を受けている課税事業者がその納付すべき消費税額の算出にあたり、課税標準額に対する消費税額から控除されるべき税額のうち、帳簿の保存を要件として適用される規定について述べなさい。

●全答練【第一問】

問2 次のそれぞれの場合に提出すべき消費税の届出書（③及び⑤）については併せてその前提となる申請書）及びそれぞれの現況における提出時期について、法令の根拠を示して簡潔に述べなさい。なお、提出に制限のある届出書については、当該制限についても触れることとし、税務署長による承認又は却下の手続きに関する処分については、解答しなくてよい。

また、課税売上高、売上げに係る対価の返還等の金額等は、国内における課税資産の譲渡等に係るもの（免税取引に係るものではない。）であり、消費税及び地方消費税（税率は合わせて5%）に相当する金額を含むものとする。

各事業者はいずれも、消費税法第19条第1項第3号から第4号の2に規定する「消費税課税期間特例選択・変更届出書」は提出していない。また、「消費税課税事業者選択届出書」とは、消費税法第9条第4項に規定する届出書をいい、「消費税簡易課税制度選択届出書」とは、同法第37条第1項に規定する届出書をいうものとする。

① 「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している法人A社（事業年度は4月1日から翌年3月31日までである。）が、翌課税期間（平成22年4月1日から翌年3月31日まで）に多額の設備投資を予定しており、仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付を受けようとする場合。

なお、A社の前々課税期間（納税義務は免除されていない。）の課税売上高は53,571千円であり、当課税期間における控除対象仕入税額の計算については、消費税法第30条第1項（仕入れに係る消費税額の控除）に規定する方法によっている。また、前課税期間（納税義務は免除されていない。）の課税売上高は50,148千円、当課税期間の課税売上高は55,650千円であり、「消費税簡易課税制度選択届出書」は平成17年3月に提出している。

② 法人B社（事業年度は4月1日から翌年3月31日までである。）が、翌課税期間（平成22年4月1日から翌年3月31日まで）から簡易課税制度の規定の適用を受けようとする場合。

B社は、法人C社（事業年度は4月1日から翌年3月31日までである。）と平成22年5月1日にB社を存続法人とする合併を予定しているが、社名はC社とすることとしている。

B社は平成21年6月に「消費税課税事業者届出書」（消費税法第57条第1項第1号に規定する届出書をいう。）を提出しているのみであるが、C社は平成16年3月に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している。また、B社は消費税創設以来当課税期間まで消費税の納税義務が免除されているが、C社は平成16年4月以降消費税の納税義務は免除されていない。なお、前課税期間における課税売上高は、B社が10,290千円、C社が34,020千円である。

③ 喫茶店を営む個人事業者D（以下「D」という。）が、前課税期間（平成20年1月1日から同年12月31日まで）について仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付を受けようとする場合。

サラリーマンであったDは、Dの父E（以下「E」という。）が平成20年12月15日に急逝したことに伴い、新たにEの営んでいた喫茶店の事業を相続により承継した後、Eが特注していた設備の引渡を平成20年12月25日に受けているが、Eの相続の伴う手続きのため、前課税期間において必要な届出書を提出することができず、既に平成21年1月10日となった。

なお、Eは平成19年12月1日に「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、平成20年分の消費税について控除不足還付税額の還付を受ける予定であった。また、Eの平成18年（納税義務は免除されている。）の課税売上高は9,476千円、平成19年（納税義務は免除されている。）の課税売上高は10,230千円であった。

④ 休眠状態にあったF社（事業年度は5月1日から翌年4月30日までである。）が、当課税期間（平成21年5月1日から翌年4月30日まで）において事業を再開し、仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付を受けようとする場合。

なお、D社は、平成20年5月1日に資本金の額5,000万円で設立された法人であり、設立後速やかに「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出したが、これ以外に消費税に関する届出書を提出したことはない。 また、D社の設立1期目の課税期間（平成20年5月1日から平成21年4月30日まで）の課税売上高は1,029万円であり、このほかに消費税に関して特筆すべき事情はない。 (4) 吸収合併により事業を承継する予定の法人E社（事業年度は4月1日から翌年3月31日まで）が、翌課税期間（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）に係る申告で消費税の仕入控除税額の計算について簡易課税制度を適用しようとする場合。 なお、E社は、平成22年4月1日に法人F社（事業年度は4月1日から翌年3月31日まで）を吸収合併する予定である。 また、E社は「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出していないが、F社は平成9年3月に「消費税簡易課税制度選択届出書」を届出している。E社、F社とも消費税創設以来継続して課税事業者となっており、前課税期間（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）における課税売上高は、E社が2,625万円、F社が4,410万円であり、このほかに消費税に関して特筆すべき事情はない。 (5) 消費税の仕入控除税額の計算について簡易課税制度を適用していた法人G社（事業年度は4月1日から翌年3月31日まで）が、平成21年5月22日に発生した地震により工場が損壊し、緊急な設備投資等を行う必要が生じたため、当課税期間（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）において本則課税（消費税法第30条第1項（仕入れに係る消費税額の控除）に規定する方法をいう。）に変更しようとする場合。 なお、G社は平成20年3月に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出して、前課税期間（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）から消費税の仕入控除税額の計算について簡易課税制度を適用していた。 また、G社の前々課税期間（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）であり、納税義務は免除されていない。）の課税売上高は5,040万円であり、このほかに消費税に関して特筆すべき事情はない。 ② 解答は答案用紙の指定された枠内に記入すること。なお、解答枠は書き損じ等も考慮して十分にスペースを設けている。	F社は、平成12年に資本金1,000万円で設立された法人であるが、平成18年8月から事業活動を休止していた。当課税期間の1月より、事業を再開したことに伴い、内装工事及び必要な課税仕入れを行ったため、当課税期間においては、控除不足還付税額が生ずる見込みである。 ⑤ 「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している法人G社（事業年度は6月1日から翌年5月31日までである。）が、当課税期間（平成21年6月1日から翌年5月31日まで）に仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付を受けようする場合。 G社は、平成20年5月20日に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しているが、当課税期間の9月に台風による風水害のため、G社の本社及び工場が甚大な被害を受けた。なお、同月中に被害はやんでいる。G社では、被害に伴う復旧作業に当たり、多額の修繕費及び工場費用が生ずるため、できれば当課税期間において消費税の還付を受けたいと考えている。 G社の前々課税期間（納税義務は免除されていない。）の課税売上高は52,689千円であり、前々課税期間中の当該課税売上高に係る対価の返還等の金額は210,000円であった。 (35点) ② 解答は答案用紙の指示に従い、指定された枠内に記入すること。なお、提出時期については具体的な年月日を答える必要はない。 また、上記の場合以外に消費税に関し特筆すべき事情はない。
〔第二問〕 ―50点― 【資料】 2 甲社の前事業年度に係る消費税額（当課税期間における中間申告により納付すべき消費税額の計算の基礎となる消費税額）1,000,000円は、確定申告（期限内申告）により確定したものであり、これに基づいて当課税期間の中間申告を行っている。	●基礎答練第2回 2 甲社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの前課税期間（事業年度）に係る消費税額（当課税期間における中間申告により納付すべき消費税額の計算の基礎となる消費税額）3,085,000円は、確定申告（期限内申告）により確定したものであり、これに基づいて当課税期間の中間申告を行っている。
4 (2) 「修理売上高」には、国外へ輸出した車両に対して、国外の修理業者に委託して修理を行ったものが2,854,330円含まれており、その他の38,908,150円（仮受消費税等1,945,307円）はすべて国内で行った修理に係るものである。	●基礎答練第2回 ③ 自転車修理売上高 8,233,500円 上記金額の内訳は、次のとおりである。 イ 有償修理高 7,383,500円 店舗において自転車の修理を有償で負ったことにより収受したものである。 ロ A社製造の自転車の修理に係る役務の提供の対価 850,000円 A社から輸入した自転車についてはA社の保証書が発行されており、国内の消費者に販売した後1年以内に通常の用途で故障した場合には、A社の負担で修理が受けられることとされているが、A社は国内に支店等を有していないことから、その修理を甲社に委託している。上記金額は、この修理の対価を甲社がA社から収受したものである。
4 (4) 「売上値引戻り品」の内訳は、次のとおりである。 ① 外国への輸出版売に係る値引き 767,120円 ② 外国への輸出版売に係る車両で受注ミスにより誤って輸出し、国内に返品されたものが含まれており、その内訳は次のとおりである。 (イ) その返品に係る車両販売代金 1,200,000円 (ロ) その返品車両の引取りに要した国外までの輸送費 813,500円 なお、この返品車両の引取りについては、輸出許可の際の性質及び形状が変わっていないものの輸入として、関税定率法第14条第10号（無条件免税）及び輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第1号（免税等）の規定により消費税等は免除されている。 ③ 国内で販売した車両の返品 1,020,174円（仮受消費税等51,000円）	●基礎答練第1回 (2) 「売上値引及び戻り高」の内訳は、次のとおりである。なお、甲社は、売上げの値引きにつき、すべて「売上値引及び戻り高」勘定で処理している。 ① 国内における売上高（上記(1)③参照）に係るベビー用品の返品に係るもの 2,694,500円 ② 輸出売上高（上記(1)②参照）に係る玩具の返品に係るもの（S社に対するものである。） 1,154,800円

ズバリ的中!

固定資産税

本試験問題

〔第一問〕

1. 固定資産税の徴収に関する以下の事項について、その内容の説明をなさい。
- ① 普通徴収
 - ① 普通徴収の方法
 - ② 納税通知書及び課税明細書の記載事項及び交付方法
 - ② 仮徴収
 - ① 仮徴収の方法
 - ② 徴収税額の精算方法
 - ③ 仮徴収の納税通知書の記載事項及び交付方法
 - ④ 仮算定税額に係る固定資産税の修正の申出
 - ⑤ 道府県が課する場合の仮徴収の方法

〔第二問〕

1. 次に掲げる償却資産（工場A～F）に係る平成21年度分の課税標準額を、甲県課税分、乙市課税分及び丙町課税分に分けて、それぞれ計算過程を明らかにした上で算出なさい。なお、税率は標準税率によるものとし、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。
- 【工場A】 甲県乙市に建設され、平成19年10月1日に稼働開始
平成21年1月1日現在の評価額は3,940,000千円
平成20年度に課税定額を超過
- 【工場B】 甲県乙市に建設され、平成15年4月1日に稼働開始
平成21年1月1日現在の評価額は86,000,000千円
平成20年度に課税定額を超過
- 【工場C】 甲県乙市に建設され、平成16年12月1日に稼働開始
平成21年1月1日現在の評価額は78,000,000千円
平成17年度に課税定額を超過
- 【工場D】 甲県乙市に建設され、平成17年8月1日に稼働開始
平成21年1月1日現在の評価額は95,000,000千円
平成18年度に課税定額を超過
- 【工場E】 甲県乙市に建設され、平成16年9月1日に稼働開始
平成21年1月1日現在の評価額は67,000,000千円
平成17年度に課税定額を超過
- 【工場F】 甲県乙市に建設され、平成14年10月1日に稼働開始
平成21年1月1日現在の評価額は55,000,000千円
平成15年度に課税定額を超過
- (1) 官報に公示された最近の人口は、乙市60,000人、丙町25,000人、丁町5,000人である。
- (2) 平成20年10月1日に丁町は丙町に編入合併されており、地方自治法施行令第177条第1項の規定により甲県知事が告示した人口は、29,900人である。
- (3) 平成20年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政収入額は、乙市14,400,000千円、丙町9,900,000千円、丁町5,900,000千円である。
- (4) 平成20年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政需要額は、乙市7,560,000千円、丙町5,000,000千円、丁町3,000,000千円である。
- (5) (3)の基準財政収入額に算入された大規模償却資産に係る固定資産の収入見込額は、乙市2,403,981千円、丙町2,270,000千円、丁町778,300千円である。
- ② 課税定額とは、地方税法第349条の4第1項の規定により、市町村の区分に応じて定められる金額をいう。

TAC予想問題

●的中①〔第一問〕2

2. 償却資産に対して市町村が課する固定資産税の賦課・徴収に関して、下記の用語をすべて用いて説明しなさい。
納期、普通徴収、仮算定税額、本算定税額、仮徴収に係る納税通知書の交付、修正の申出、当該年度の見積額、……（以下省略）

●応用②〔第二問〕2

2. 次の資料に掲げる償却資産に係る平成21年度分の課税標準額をA県課税分、B市課税分、C町課税分に分けてそれぞれ計算過程を示して算出なさい。
- 【資料】
- (1) A県B市の償却資産等の状況は次のとおりである。
- ① 人口 7万人
 - ② 平成20年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政収入額 16,000,000千円
 - ③ 平成20年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政需要額 9,000,000千円
 - ④ ②の基準財政収入額に算入された大規模の償却資産に係る固定資産税の収入見込額 2,671,090千円
 - ⑤ 償却資産に係る平成21年度分の課税標準額等
 - i) X会社 x 1 工場
 - ・平成18年8月1日建設
 - ・平成19年度に課税定額[※]を超過
 - ・平成21年1月1日現在の評価額 75,000,000千円
 - ※ 課税定額とは、地方税法第349条の4第1項の規定により、市町村の区分に応じて定められる金額をいう。以下同じ。
 - ii) X会社 x 2 橋梁
 - ・平成18年2月1日建設
 - ・平成19年度に課税定額を超過
 - ・平成21年1月1日現在の評価額 57,200,000千円
 - iii) X会社 x 3 工場
 - ・平成18年4月1日建設
 - ・平成19年度に課税定額を超過
 - ・平成21年1月1日現在の評価額 45,000,000千円
- (2) A県C町の償却資産等の状況は次のとおりである。
- ① 人口 2万1,000人
 - ② 平成20年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政収入額 8,500,000千円
 - ③ 平成20年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政需要額 5,800,000千円
 - ④ ②の基準財政収入額に算定された大規模の償却資産に係る固定資産税の収入見込額 1,500,000千円
 - ⑤ 償却資産に係る平成21年度分の課税標準額等
 - i) Y会社 y 1 発電所
 - ・平成15年4月1日建設
 - ・平成16年度に課税定額を超過
 - ・平成21年1月1日現在の評価額 300,000,000千円
 - ii) Y会社 y 2 発電所
 - ・平成16年10月1日建設
 - ・平成17年度に課税定額を超過
 - ・平成21年1月1日現在の評価額 200,000,000千円

ズバリ的中!

2. 次に掲げる土地X及び家屋Yに係るA～Iに対して課される平成21年度分の固定資産税額を、それぞれ計算過程を明らかにした上で算出さない。なお、税率は標準税率によるものとし、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。

【土地】

- ① 土地Xは甲市に所在し、Aが所有している。地目は平成20年1月1日現在山林であったが、平成20年4月1日現在宅地造成が行われ、2,000㎡の宅地となったものである。
- ② 土地Xは、平成20年10月1日現在、家屋Yが建設され、平成20年中に入居は完了し、所要の登記も行われた。
- ③ 土地Xの平成20年度の価格は6,800,000円、平成20年度分の課税標準額は4,100,000円、平成21年度の価格は82,000,000円、土地Xの類似土地に係る平成20年度の価格に比準する価格は85,000,000円である。
- ④ 甲市長は、土地Xの類似土地として土地X'を選定した。土地X'は2,400㎡の非住宅用宅地であり、平成20年度の課税標準額は63,240,000円、平成21年度の価格は98,400,000円である。
- ⑤ 甲市において固定資産税を課された土地のうち、小規模住宅用地、一般住宅用地及び非住宅用宅地等のそれぞれの価格及び課税標準額（地方税法第349条の3の2の住宅用地の特例を適用した後のもので、他の課税標準の特例の適用がある場合には当該規定に定める率で割り戻したものとする。）の総額は次のとおりである。

価格の総額

	小規模住宅用地	一般住宅用地	非住宅用地等
平成20年度	1,800億円	450億円	1,200億円
平成21年度	1,820億円	460億円	1,220億円

課税標準額の総額

	小規模住宅用地	一般住宅用地	非住宅用地等
平成20年度	252億円	120億円	780億円
平成21年度	256億円	125億円	785億円

【家屋】

- ① 土地Xの上の家屋Yは、主要構造部を耐火構造とした5階建てであり、下図のとおり独立した9区画及び共有部分から構成されている。
- ② Aの部分はAが、Bの部分はBが、Cの部分はCが、Dの部分はDが、Eの部分はEが、Gの部分はGが所有しており、それぞれ居住の用に供されている。
- ③ Fの部分はFが、Iの部分はIが所有しており、それぞれ店舗の用に供されている。
- ④ Hの部分はHが所有しており、事務所の用に供されている。
- ⑤ 共有部分（200㎡）は区分所有者全員の共用に供されている。
- ⑥ 独立した区画は天井の高さ、附帯設備の程度等に差はない。
- ⑦ 家屋Yの平成21年度の価格は150,000,000円である。

A 居住用		300㎡	共用部分 200㎡
B 居住用	200㎡	C 居住用 200㎡	
D 居住用	200㎡	E 居住用 200㎡	
F 店舗	200㎡	G 居住用 250㎡	
H 事務所	200㎡	I 店舗 250㎡	

【第二問】－50点－

1. 次に掲げる甲、A、B、C、D、E及びFに対してN市が課する平成21年度分の固定資産税額を、それぞれ計算過程を明らかにした上で算出さない。税率は標準税率によるものとし、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。

(1) 土地

- ① 甲はN市に土地Xを所有し、登記している。地目は平成20年1月1日現在雑種地であったが、平成20年3月1日現在宅地造成が行われ、1,000㎡の宅地となったものである。
- ② 土地Xには、平成20年10月1日現在、次の2)に掲げる家屋が建設され、平成20年中に入居は完了し、所要の登記も行われた。
- ③ 価格、課税標準額の状況は次のとおりである。

平成20年度	
平成20年度の価格	76,000,000円
平成20年度課税標準額	53,200,000円
平成21年度	
平成21年度の価格	5120,000,000円

- ④ N市長は、土地Xの類似土地として次の土地Y（宅地）を選定し、土地Xに係る比準課税標準額として当該土地のデータを用いることとした（価格の補正等は行わない。）。

土地Yの状況

地積	1,200㎡
用途	小規模住宅用地 900㎡ 商業地 300㎡
平成19年度	
平成19年度の価格	90,000,000円
平成19年度分の土地Yに係る住宅用地 据置固定資産税額の算定の基礎となる 課税標準となるべき額	
平成19年度分の土地Yに係る商業地等 調整固定資産税額の算定の基礎となる 課税標準となるべき額	11,000,000円 15,750,000円
平成20年度	
平成20年度の価格	80,000,000円
平成21年度	
平成21年度の価格	140,000,000円

(2) 家屋

- ① 土地Xを敷地とした家屋は、主要構造部を耐火構造とした5階建てであり、下図のとおり建物である。なお、下図のAの部分はAが、B1、B2の部分はBが、Cの部分はCとF（共有）が、Dの部分はDが、Eの部分はEがそれぞれ所有している。
- ② この家屋の家屋課税台帳に登録された当該家屋の平成21年度分の価格は200,000千円である。
- ③ 共用部分（160㎡）は区分所有者全員の共用に供されている。
- ④ 独立した区画には天井の高さ、附帯設備の程度等に差はない。

共用部分 160㎡	E 居住用 100㎡	
	D 居住用 100㎡	
	C (C1) 居住用 80㎡	(C2) 事務所用 120㎡
	B (B1) 居住用 150㎡	(B2) 店舗用 50㎡
	A 店舗用	200㎡
土地X 1,000㎡		

ズバリ的中!

事業税

本試験問題

〔第一問〕—50点—

問1 事業税における事務所又は事業所について説明しなさい。

〔第一問〕

問2 資本割の課税標準の算定について説明しなさい。

〔第二問〕—20点—

甲税理士は、不動産貸付業を営む乙氏から、個人の事業税について相談を受けた。乙氏は平成21年6月にA県の事務所を閉鎖して事業を廃止することとしたものである。

乙氏の平成20年及び平成21年の所得に対する個人の事業税の申告についてどのように説明すべきか述べなさい。

なお、課税標準及び税額の計算については説明を要しない。

〔第三問〕—30点—

X株式会社（以下「X社」という。）は、B県、C県及びD県においてガス供給業及び小売業を営む法人である。

次の【資料】に基づき、X社の第52期事業年度に係る事業税額について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして求めなさい。

【資料】

1 X社の第52期事業年度は平成20年4月1日から平成21年3月31日である。

2 X社の資本金及び資本金等の額は、以下のとおりである。

資本金 1,500,000千円

資本金等の額 2,290,000千円

3 X社の第52期事業年度における事業部門別収入金額について、以下のとおりである。

ガス供給業に係る収入金額

① ガス売上収入 7,960,490千円

② ガス供給雑収入 658,230千円

③ 受取配当 4,150千円

④ 土地売却益 210,450千円

小売業に係る収入金額

① 営業収入 2,278,210千円

② 受取配当 1,320千円

TAC予想問題

●実力テスト

●テキスト№1 第4回

〔第二問〕

問1 事業税における「事務所又は事業所」の意義を90字以内で記しなさい。

●応用答練 第1回

〔第一問〕

設問1 資本割の課税標準に係る総額の算定方式について説明しなさい。

●的中答練 第2回

〔第一問〕

次の事項について説明しなさい。

（設問2）個人事業税における賦課、徴収及び申告

●的中答練 第2回

〔第二問〕

X株式会社（以下「X社」という。）は、A県、B県及びC県においてガス供給施設を設けて導管によるガス供給業（以下「ガス供給業」という。）を行っている。また上記各県及びY国に営業所を設けて給湯器等の販売業（以下「物品販売業」という。）並びにA県及びB県において林業を行っている。なお、それぞれの事業は、独立した部門として区分経理を行っている。

次の〈資料〉により、X社の第18期事業年度における各県の事業税額を算出過程を明らかにして求めなさい。

〈資料〉

1 第18期事業年度終了の現在の資本金等の額は86億円5千万円であり、このうち資本金の額は、81億円6千万円である。

2 第18期事業年度 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

3 部門別収入金額等

(1) ガス供給業収入金額 9,235,562,000円

(2) 物品販売業収入金額 728,396,000円

(3) 林業収入金額 201,449,000円

4 所得金額 858,765,000円

(法人税別表四総計欄の金額)

(1) ガス供給業 722,973,000円

(2) 物品販売業 128,542,000円

(3) 林業 7,250,000円

ズバリ的中!

8 X社の事業部門別の事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の概況は以下のとおりである。

事業部門	所在地	従業者数	人件費関係	利息関係	賃貸借関係	その他
ガス供給業	B県	162人 ※1	給与・賞与等 ※1 752,840千円 法定福利費 151,190千円 企業年金掛金 8,480千円	借入金利息 2,380千円 預金利息 560千円	自社ビルの一部賃貸料 54,300千円 土地賃借料 13,400千円	※1 従業者のうち10名はZ社に売却しているが、給与・賞与等はX社が支給している。また、Z社より給与負担金46,000千円を受け取っている。
	C県	81人	給与・賞与等 380,930千円 法定福利費 79,840千円 企業年金掛金 36,050千円	借入金利息 770千円	土地賃借料 4,290千円	
	D県	21人	給与・賞与等 105,390千円 法定福利費 22,870千円 企業年金掛金 14,350千円	貸付金利息 80千円		
小売業	B県	56人 ※2	給与・賞与等 ※2 352,990千円 法定福利費 48,670千円 企業年金掛金 22,510千円	借入金利息 670千円 預金利息 160千円 受取手形の割引料 80千円	土地賃貸料 8,330千円	※2 この他に労働者派遣契約法に基づく派遣契約による派遣社員25名（派遣契約料72,000千円）がいる。
	C県	32人	給与・賞与等 214,670千円 法定福利費 40,080千円 企業年金掛金 19,380千円		営業所賃借料 1,251千円	

② 「従業者数」欄の数値は、第52期事業年度末の数値である。
「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借関係」の欄にある額は第52期事業年度中の総額である。これらは、すべて第52期事業年度の法人税額の計算において損金の額又は益金の額に算入されているものとする。また、「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借関係」の欄にある額には、棚卸資産等に係るものはないものとする。

●全答練

〔第二問〕

8. X社の各事務所の概況は次のとおりである。

所在地	従業者数	人件費関係	利息関係	賃貸借関係	その他
A県a市（本店）	総務※1 28人 人事 21人 経理※2 20人 調達 85人 営業 111人	給与・賞与等 3,097,012千円 法定福利費 381,124千円 企業年金掛金 301,090千円	借入金利息 151,083千円 手形売却損 251,776千円 預金利息 31,010千円	自社ビルの一部賃貸料 110,081千円	※1 社長以下取締役3名及び非常勤顧問1人が含まれている。 ※2 この他に労働者派遣契約法 ※2 この他に労働者派遣契約法に基づく派遣契約による派遣社員8名（派遣契約料52,300千円）がいる。
B県b市（工場）	総務 15人 製造※3 101人 開発 31人	給与・賞与等※4 1,809,224千円 法定福利費※4 180,949千円 企業年金掛金※4 98,087千円	借入金利息 958,042千円 預金利息 21,008千円	土地賃借料 370,221千円	※3 この他にパート従業員35人いる。 ※4 この他に上記※3のパート従業員に係る給与・賞与等78,041千円及び法定福利費9,570円がある。
B県c市（支店）	総務 3人 販売※5 15人 営業 18人	給与・賞与等※6 396,621千円 法定福利費※6 40,045千円 企業年金掛金 20,184千円	預金利息 215千円	自社ビルの一部賃貸料 20,189千円	※5 X社が100%出資しているY株式会社に出向している従業員4名が含まれている。 ※6 上記※5の従業員に係る給与・賞与等50,099千円及び法定福利費2,512千円が含まれており、Y株式会社は給与・賞与等のうち5,942千円を負担すべき金額としてX社に支払っている。
C県d市（支店）	総務 2人 販売※7 15人 営業 27人	給与・賞与等※8 51,641千円 法定福利費※8 6,395千円 企業年金掛金 4,081千円	借入金利息 3,819千円 預金利息 5千円	店舗賃借料 1,100千円	平成21年2月8日開設 ※7 この他にパート従業員21名がいる。 ※8 この他に上記※7のパート従業員に係る給与・賞与等39,018千円及び法定福利費4,329千円がある。
D県e市（支店）	総務 4人 販売 20人 営業 39人	給与・賞与等 61,853千円 法定福利費 5,131千円 企業年金掛金 4,264千円	預金利息 59千円	店舗賃借料※9 3,069千円	平成21年2月7日廃止 ※9 この他に、賃貸借契約に基づき、支店の廃止に伴い明け渡しが2日遅れたため支払った違約金31,000円（一日あたり15,500円）がある。
D県f市（工場）	総務 5人 製造 25人 開発 10人	給与・賞与等 95,041千円 法定福利費 8,245千円 企業年金掛金 6,137千円	預金利息 85千円	店舗賃借料 6,250千円	
E県g市（支店）	総務 7人 販売 19人 営業 15人	給与・賞与等 88,701千円 法定福利費 8,008千円 企業年金掛金 6,063千円	預金利息 32千円	店舗賃借料 4,108千円	

② 「従業者数」欄の数値は、当事業年度中（開設又は廃止された事務所等については、その事務所等が存在していた期間中）を通じての数値である。

「人件費関係」、「利息関係」、「賃貸借関係」及び「その他」欄の数値は法人事業税の計算上考慮すべき金額の当事業年度中における総額である。これらのうち、設問中の資料により特別な処理をすべきもの以外のものは、すべて当事業年度の法人税額の計算において損金の額又は益金の額に算入されるものである。

また、「人件費関係」、「利息関係」、「賃貸借関係」及び「その他」欄の数値については、棚卸資産等に係る金額について適切な処理が終了しているものとし、解答するにあたり特別な調整をする必要はない。

9. 事業税の税率は、A県、B県及びD県については地方税法に定める標準税率、C県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率及びE県については標準税率の1.05倍である。

10. 上記以外に考慮する項目はない。

ズバリ的中!

住民税

本試験問題

〔第一問〕—50点—

問1 平成21年3月31日に退職した者が、同日に支払を受ける退職所得に係る個人住民税所得割の課税関係について、所得税と取扱いが異なる点に留意しつつ、次の①から④について述べなさい。
(25点)

- ① 退職所得に対する分離課税制度の趣旨
- ② 課税団体
- ③ 特例対象となる退職所得
- ④ 税率、税額計算及び徴収方法

問2 個人が、都道府県、市町村又は特別区に対して支出する寄附金に係る個人住民税の制度上の取扱いについて、平成20年度分と平成21年度分の取扱いの相違点を比較しつつ述べなさい。
(25点)

〔第二問〕

甲（昭和30年10月10日生）の所得等の状況

(2) 上場株式等に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

区 分	決算	決算月	株主総会決議 年月日	収入金額
x 株式（上場）	年1回	2月	平20.6.21	83,000
y 株式（非上場）	年1回	3月	平20.6.23	7,000
z 株式（非上場）	年1回	12月	平20.3.27	60,000

② 全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。

(1) 甲の妻（昭和32年3月9日生）

- ① B会社から支払を受けた給与収入金額 997,000円
- ② 株式の譲渡所得に係る収入調整所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
a 株式(上場)	平20.3.22	平20.4.16	680,000	260,000	6,000	証券会社
b 株式(上場)	平20.5.15	平20.5.25	1,260,000	1,308,000	8,000	証券会社
c 株式(上場)	平20.8.3	平20.11.26	800,000	710,000	3,000	証券会社

② 全ての株式の譲渡について特定口座内で源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。

(2) 甲の長女（昭和59年8月2日生）

大学進学のため甲とは別居しZ市において独り暮らしをしているが、余暇には甲のもとで起居を共にすることを常例としている。また、甲より生活費や学資金の送金を受けている。

- ① C会社から支払を受けた給与収入金額 1,040,000円
- ② 国立大学の学生である

TAC予想問題

●全答練

問2 退職手当等に係る個人の住民税（道府県民税及び市町村民税をいう。）の課税の特例について、課税団体、特例の対象となる退職所得、税額計算及び徴収方法の概要を述べなさい。
なお、同一一年中に二以上の退職手当等の支給を受ける場合の税額計算及び徴収方法にも言及しない。
(30点)

●上級演習⑥

退職手当等に係る個人の住民税（道府県民税及び市町村民税をいう。）の課税の特例について、課税団体、特例の対象となる退職所得、税額計算及び徴収方法を述べなさい。
なお、同一一年中に二以上の退職手当等の支給を受ける場合の税額計算及び徴収方法にも言及しない。

●合格情報（Aランク5問中からの出題）

A-1

退職所得の課税の特例について、趣旨にも触れつつ概要を述べなさい。

●応用答練①

問2 個人の住民税の所得割における寄附金税額控除について述べなさい。
(15点)

●合格情報（Aランク5問中からの出題）

A-2

寄附金税額控除について述べなさい。

●ファイナルチェック第2回

問1 個人住民税（道府県民税及び市町村民税をいう。）の所得割の寄附金税額控除について述べなさい。
(25点)

●全答練 その他多数

(1) 甲の妻（昭和25年10月15日生）甲の控除対象配偶者に該当しない。

① 上場株式等に係る配当所得の収入金額

(単位：円)

区 分	決算	決算月	株主総会決議 年月日	収入金額
B 株式会社（上場）	年1回	3月	平20.6.27	224,500
C 株式会社（上場）	年2回	1月	平20.4.23	89,700
		7月	平20.10.23	120,770
D 株式会社(非上場)	年1回	3月	平20.6.10	82,000

② 全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。

なお、B株式について負債利子の額が31,500円、C株式について負債利子の額が18,300円ある。

●上級演習⑦ ファイナルチェック①

●直前対策講義第1回・応用答練①、応用答練②

- ① 給与所得に係る収入金額 3,630,000円
- ② 総所得の金額 76,000円
- ③ 調整所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
c 株式(上場)	平20.3.28		440,000	441,500	4,200	証券会社
d 株式(上場)	平20.10.10		216,000	146,000	1,400	証券会社
e 株式(上場)	平20.11.8		306,000	270,000	2,400	証券会社

② 全ての株式の譲渡について特定口座内で源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。

●上級演習⑦

●直前対策講義第1回 ファイナルチェック②

(3) 甲の長女（昭和62年8月3日生）

- ① 給与所得に係る収入金額 1,020,000円
- ② 国立大学の学生である。
- ③ 甲の確定申告書において甲の扶養家族とされている。

③ 不動産所得	
・アパートの賃貸料に係る収入金額	740,000円
・アパートの建物の取得のための借入金の 負債の利子	1,120,000円
・その他経費	920,000円



●応用答練②	
① 不動産所得（取引はすべて現金によっている。）	
・アパートの賃貸料に係る収入金額	4,070,000円
・土地の賃貸料に係る収入金額	2,000,000円
・アパートの建物部分の取得のための借入金の利子	1,060,000円
・その他の必要経費	1,908,000円

ズバリ的中!

国 税 徴 収 法

本試験問題

〔第一問〕—50点—

問1 次の設例において、本件国税の徴収権消滅時効が中断する期間及び停止する期間について、それぞれ理由を付して答えなさい。また、本件国税の徴収権が時効によって消滅する日はいつか、理由を付して答えなさい。なお、解答は答案用紙の指定欄に記載することとするが、必ずしもすべての欄を埋める必要はない。

〔設例〕

1 国税

平成15年分申告所得税（法定納付期限：平成16年3月15日）

2 事実経過

平成16年8月24日 決定（翌日送達）

平成16年10月25日 督促（翌日送達）

平成17年3月9日 催告（翌日送達）

平成17年12月8日 納税の猶予の申請

平成17年12月19日 納税の猶予の許可
（猶予期間：平成17年12月8日～平成18年11月30日）

平成18年4月24日 納税の猶予の取消し

平成18年5月19日 取引先調査

平成18年6月27日 A市長が差し押えている滞納者所有不動産について参加差押え

平成18年6月28日 A市長に参加差押書送達

平成18年6月29日 滞納者に参加差押通知書送達

平成19年3月19日 A市長の公売に係る換価代金の交付期日

平成21年5月18日 滞納処分の停止

問2 公売保証金に関する次の事項について説明しなさい。なお、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。

(1) 提供させる趣旨

(2) 提供手続

(3) 提供の効果

(4) 買受人が買受代金を納付期限までに納付しないために売却決定が取り消された場合の処理

TAC予想問題

●応用答練 第2回〔第一問〕2(2)

2. 次の規定の要件、手続き及び効果（延滞税を除く。）について述べなさい。

(2) 滞納処分の停止

●応用答練 第2回〔第一問〕1(3)

〔第一問〕—70点—

1. 次の事柄について述べなさい。

(3) 公売保証金を納付させる場合及び買受代金への充当等

ズバリ的中!

〔第二問〕－50点－

次の設例において、以下の各問に答えなさい。なお、土日、祝日等は考慮する必要はない。また、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。

〔設例〕

1 滞納者甲は、平成20年6月27日現在、次の国税を滞納していた。

平成19年分申告所得税	500万円
予定納税1期分	(納期限：平成19年7月31日)
平成19年分申告所得税	500万円
予定納税2期分	(納期限：平成19年11月30日)
平成19年分申告所得税	1200万円
確定分	(納期限：平成20年4月20日申告)

2 A税務署長は、平成20年6月27日、滞納者甲の滞納国税を徴収するため、甲が所有する土地を差し押さえるとともに、本件土地に根抵当権を設定していた根抵当権者P銀行及び抵当権を設定していた抵当権者Q銀行に差押えをした旨の通知をした（差押通知を受けた時点のP銀行の債権額2300万円）。

3 本件土地の権利関係は、次のとおりである。

- (1) 平成18年9月26日 根抵当権設定登記（根抵当権者P銀行、債務者乙、限度額2000万円）
- (2) 平成19年1月21日 売買を原因として乙から滞納者甲に対し所有権移転登記
- (3) 平成19年4月15日 上記(1)の根抵当権の限度額を3000万円とする限度額増額の付記登記
- (4) 平成19年9月20日 抵当権設定登記（抵当権者Q銀行、債権者甲、被担保債権額1000万円）

4 B市長は、平成20年10月5日、滞納者甲の滞納地方税（滞納額：500万円、法定納期限等：平成18年3月31日）を徴収するため、本件土地について参加差押えをするとともに、本件土地に根抵当権を設定していた根抵当権者P銀行及び抵当権を設定していた抵当権者Q銀行に参加差押えをした旨の通知をした（参加差押通知を受けた時点のP銀行の債権額2200万円）。

5 A税務署長は、平成21年4月25日、本件土地について公売を実施し、買受人から換価代金3500万円を受領した。

なお、P銀行から根抵当権に係る債権額が2400万円である旨の債権現在額申立書が、Q銀行から抵当権に係る債権額が800万円である旨の債権現在額申立書が、それぞれ提出されている。

6 A税務署徴収職員は、本件土地の公売に係る配当だけでは滞納国税に不足していたため、滞納者甲について財産調査を実施したところ、把握できた財産は次のとおりである。

- (1) 自宅マンション
概算評価額：2200万円
平成18年7月15日抵当権設定登記（抵当権者R銀行、債務者甲、被担保債権額1800万円）
本件自宅マンションは、C損害保険会社を保険者とする火災保険に付されている。
- (2) 貸付金債権
金額：300万円、第三債務者：D
本件貸付金債権を担保するため、D所有の不動産に抵当権が設定されている。
なお、Dは、滞納者甲が代表取締役を務めるE社に対して工事代金債権500万円を有している。
- (3) 生命保険契約
保険契約者：甲、被保険者：甲、死亡保険金受取人：丙（甲の妻）、保険者：F生命保険会社、死亡保険金額：2000万円、解約返戻金相当額：120万円
- (4) G信用金庫の会員持分50口（1口当たりの出資金額は1万円）
なお、信用金庫法第15条第1項は、「会員は、金庫の承諾を得て、会員又は会員たる資格を有する者にその持分を譲渡することができる。」旨規定しており、信用金庫の会員持分は、信用金庫の承諾がなければ譲渡することができないとされている。
- (5) 機械
概算評価額：150万円
本件機械は、滞納者甲の取引先であるH社（滞納者甲の親族その他の特殊関係者ではない。）が占有しており、H社はその引渡しを拒んでいる。

問1 本件土地の公売に伴う各債権者に対する換価代金の配当額を、計算過程とその根拠を示して答えなさい。

なお、滞納国税及び滞納地方税について税額の変動はない。また、配当額の計算に当たっては、利息、遅延損害金、滞納税及び滞納金について一切考慮する必要はない。

問2 上記6に掲げた財産について、それぞれ差押えの可否について理由を付して答えなさい。また、差押え可能である場合には、差押手続及び差押えに付随して行う手続について答えなさい。

●的中答練・第1回〔第二問〕

〔第二問〕－10点－

次の設例の場合において、差押財産の換価に伴う各種債権者に対する換価代金の配当額を計算過程を示して答えなさい。尚、要件、手続及びその根拠について触れる必要はない。

- 1 A株式会社は、国税650万円を滞納しているが、唯一の所有財産である土地を、平成20年10月6日にBに譲渡した。当該土地の権利関係は次のとおりである。
 - ① 平成16年2月2日、売買を原因としてA株式会社に所有権移転登記
 - ② 平成19年6月5日抵当権設定登記、抵当権者C、被担保債権額1,000万円
 - ③ 平成20年4月7日抵当権設定登記、抵当権者D、被担保債権額400万円（平成20年10月16日に債権額を300万円から400万円とする増額の付記登記がされていた。）
 尚、上記国税は、A株式会社の支店において支払った給料に係る源泉所得税50万円（その納税地を所轄する甲税務署長が送達した納税告知書においてその納期限は、平成19年6月20日とされていた。）及びE株式会社の法人税の更正分600万円（その納税地を所轄する乙税務署長が更正通知書を発した日は、平成18年12月31日）であり、A株式会社は、平成19年9月1日にE株式会社を被合併法人として吸収合併している。
- 2 丙税務署長は、平成20年11月6日、Bの滞納国税（平成18年分申告所得税確定申告分300万円）を徴収するため、当該土地を差押えた。
- 3 丙税務署長の差押に対して、平成20年11月14日、丁市長からBの市民税（滞納額240万円、法定納期限等平成19年1月31日）による交付要求、同月18日、甲税務署長からA株式会社の源泉所得税による交付要求、同月21日、乙税務署長からA株式会社が承継した被合併法人E株式会社の法人税による交付要求がそれぞれ行われた。
- 4 丙税務署長は、平成21年2月17日、差押財産を公売し、Cからは1,000万円、Dからは400万円、甲税務署長からは50万円、丁市長からは240万円、乙税務署長からは600万円である旨の債権現在額申立書がそれぞれ提出され、買受人から換価代金1,700万円を受領した。この公売に際し、公売公告のため日刊新聞社へ掲載費用10万円を支払っている。
 - ① 配当額の計算について、利息は生じないものとし、公売期日から配当期日まで、各債権の額は変動しないものとする。

●全答練・第二問

〔第二問〕－60点－

以下の〔設例〕に基づき、下記の問に答えなさい。

〔設例〕

納税者Aは、平成19年分申告所得税更正分（納期限 平成20年6月30日）780万円を滞納している。

所轄であるX税務署の徴収職員は、資料1の財産に対して既に滞納処分を執行しており、資料2に掲げる各種財産について以下の状況を把握している。

資料1. 預託会員制ゴルフ会員権（概算評価額 100万円）

Aは、甲ゴルフ株式会社の会員となっており、上記の概算評価額は、ゴルフ会員権取引市場相場である。預託保証金は、600万円であり、一括償還期限は、平成21年5月20日となっている。なお、当該預託保証金には、質権（債権者乙 設定年月日 平成17年2月15日 被担保債権額 500万円）が設定されており、質権者乙から、公正証書による質権設定契約書が、X税務署長に提出された。

資料2. 各種財産の状況

1. 宅地（概算評価額 1,800万円）
X税務署の徴収職員が、滞納処分を執行するにあたり登記簿を確認したところ、以下の内容が登記されていた。

- (1) 甲区画
 - ① 所有権者はAであり、平成20年12月10日に売買を原因とする所有権移転登記がなされている。
 - ② 平成21年4月23日にY税務署による差押えの登記がされており、権利者は「財務者」と表示されている。

(2) 乙区画

- ① 抵当権C 設定登記日 平成20年6月30日 債務者B 被担保債権額600万円
- ② 抵当権D 設定登記日 平成21年3月17日 債務者A 被担保債権額800万円

そこで、上記の事項について更に調査したところ、Aは、平成19年分確定申告所得税決定分1,000万円（納期限 平成20年7月15日）を滞納している知人Bから、唯一の財産である土地を、譲渡担保として設定を受け、その旨の所有権移転登記を了しており、その後、Bの所轄Y税務署長が、当該国税を徴収するためAに対して平成21年3月3日に告知書を送り、当該土地に対し差押えを行っていた。なお、Aに対する告知書も発見した。